品川区　SDGs未来都市計画

ウェルビーイングの視点から

～子どもとともに成長する新時代の SDGs しながわ～

東京都品川区

＜ 目次 ＞

１．全体計画 2
１．１　将来ビジョン 2
（１）　地域の実態 2
（２）2030 年のあるべき姿 6
（３）2030 年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット 8
１．２　自治体SDGsの推進に資する取組 11
（1）自治体SDGsの推進に資する取組 11
（2）情報発信 24
（3）全体計画の普及展開性 25
１．３　推進体制 27
（１）各種計画への反映 27
（２）行政体内部の執行体制 29
（３）ステークホルダーとの連携 30
（４）自律的好循環の形成へ向けた制度の構築等 32
１．４　地方創生・地域活性化への貢献 33
２．自治体SDGsモデル事業 34
（１）課題・目標設定と取組の概要 34
（２）三側面の取組 35
（３）三側面をつなぐ統合的取組 46
（４）多様なステークホルダーとの連携 52
（５）自律的好循環の具体化に向けた事業の実施 54
（6）自治体SDGsモデル事業の普及展開性 55
（７）スケジュール 56

1. 全体計画

1．1　将来ビジョン

（1）地域の実態

①地域特性

■　地理的条件

品川区のまちは、江戸時代より東海道の第一番目の宿場、交通、交易の要衝として栄えてきた場所であり、現在は羽田空港、品川駅など都内有数の交通ターミナルに隣接した東京の玄関口である。リニア中央新幹線、羽田空港アクセス線（仮称）など、新たなインフラ整備の開業が予定されており、交通の要衝としての品川区の役割はさらに高まっていく見込みである。

区内の拠点としては、図表 1[1]のとおり、区のビジネスの中心であるとともに東京都の広域都市構造の拠点を担う大崎駅・五反田駅周辺、品川駅・天王洲アイル駅周辺といった「広域活性化拠点」や、区の商業・居住・文化の中心となる大井町駅周辺、目黒駅周辺、品川シーサイド駅周辺といった「都市活性化拠点」がある一方で、区西部の生活活動を支える広域中心核となる武蔵小山駅周辺といった「地区活性化拠点」や、より身近な生活圏を支える西大井駅周辺・旗の台駅周辺・中延駅周辺・戸越銀座駅周辺・戸越公園駅周辺・立会川駅周辺・大森駅周辺といった「地域生活拠点」があり、都市と生活拠点が融合しているという特徴を有する。

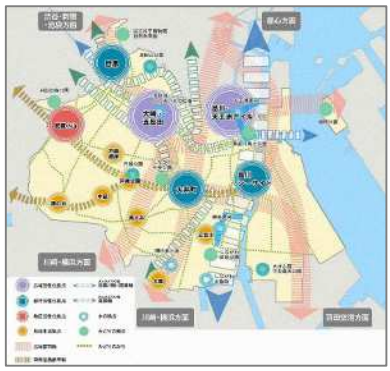

図表 1　区内の拠点

■　人口動態

品川区の合計特殊出生率は、図表 2[2]のとおり全国平均を下回っているが、近年全国的に低下傾向にあるなかで、品川区は横ばいで推移している。総人口および年少人口についても、全国的には減少傾向にあるなかで、図表 3[3]のとおり、増加傾向となっており、総人口に占める年少人口の割合についても、増加傾向で推移している。また、23 区の平均データと比較すると、図表 4[4]のとおり、人口増減率・年少人口割合・生産年齢人口割合は高く、老年人口割合は低い水準にあることから、都心部においても相対的に子どもや若い世代の住民が多いということが、品川区の特徴といえる。

1　『品川区まちづくりマスタープラン（令和 5（2023）年）』より引用
2　品川区（令和 4（2022）年，令和 5（2023）年）『品川区の統計　出生率』により作成
3　品川区（各年 4 月 1 日）『住民基本台帳』より作成
4　総務省統計局（令和 2（2020）年）『国勢調査　都道府県・市区町村別統計表（一覧表）』より作成

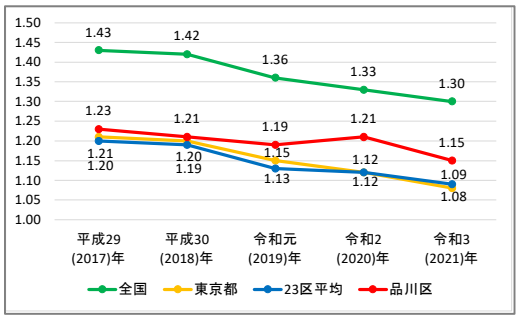

図表 2 合計特殊出生率の推移

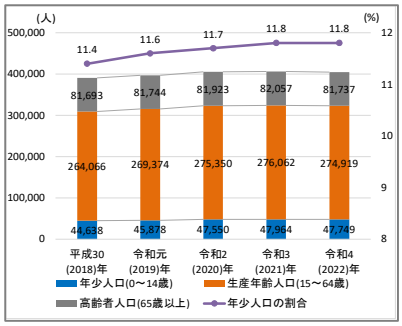

図表 3 年齢 3 区分別人口の推移と年少人口の割合

この特徴には、品川区がこれまで子育て関連の事業に注力してきた背景がある。待機児童ゼロを目標に保育園の整備を積極的に進め、待機児童数は 0 人となった。教育においては、平成 18(2006)年度から区内すべての公立小中学校で、全国に先駆けて小中一貫教育を展開し、子どもたちの個性と能力を伸ばすため、小学校・中学校という壁を取り払い、区独自教科「市民科」の創設をはじめ 9 年間のカリキュラムを系統的・継続的に編成している。また、保育園と幼稚園に関しても、0 歳から就学前までの乳幼児期に一貫した保育・教育を行う品川区独自の施設事業を推進している。これらの取組は品川区における子育てしやすい環境を支える 1 つの要素となっており、引き続き子育て支援施策の充実を図っている。

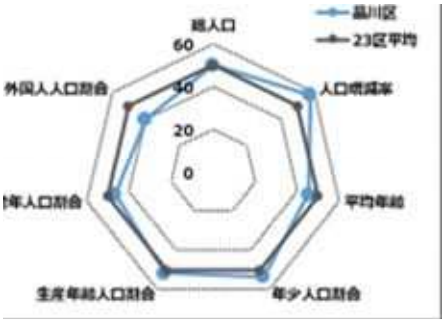

図表 4
人口に関する品川区・23 区平均比較

■ 産業構造

品川区は、京浜工業地帯発祥の地であり、古くから製造業が集積する地域として発展を遂げてきた。一方、近年は大崎・五反田エリアを中心に IT 企業の進出が目覚ましく、現在は製造業と IT 企業が融合する地として、大きな特徴を有している。都内のスタートアップ集積地の一つである渋谷よりも賃料が比較的安価で、交通の便が良く、生活コストが高くないことなどを理由に、AI 等の分野の情報通信事業者やスタートアップ企業が大崎・五反田エリアに集積している。図表 5[5]のように、その集積地を「五反田バレー」と呼び表しており、これら企業を中心に発足した一般社団法人五反田バレーは現在 6 の理事企業と 133 の会員企業（令和 6 年 1 月時点）で構成され、社会課題を解決するスタートアップコミュニティへの発展をめざしている。

[5] 品川区(令和 6(2024)年 1 月 10 日)『五反田バレーマップ 2024 年版』より引用

■　**地域資源**

都内随一の賑わいのある商店街が多数集まることは品川区の魅力である。「戸越銀座商店街（図表 6）」、「武蔵小山商店街」、「荏原町商店街」、「中延商店街」など、都内では珍しい地域の生活に根ざした個性豊かな商店街が多数存在する。地理的条件に記載したとおり、商店街は地区活性化拠点や地域生活拠点として、地域の生活を根強く支えている。本計画においても環境分野への取組を中心に連携を図ることによって、区民に直接届く施策を推進することが可能となる。

図表 6 戸越銀座商店街

②今後取り組む課題

■　**子ども・若者を中心としたウェルビーイングの向上【社会】**

令和 3(2021)年度に行った将来人口推計では、図表 7[6]のとおり令和 23（2041）年に総人口のピークを迎える。また、年齢 3 区分別では、年少人口（0～14 歳）は令和 20(2038)年、生産年齢人口（15～64 歳）は令和 12(2030)年にピークを迎え、その後減少に転じるという結果となった。

地域特性で述べた子どもや若い世代の住民が多いという品川区の特徴を今後も維持していくためには、安心して子どもを産み育てることができる、若者が活躍できる社会に向けた環境づくり、地域コミュニティの活性化などに一層取り組んでいく必要がある。

また、若者や子どものまちづくりに対する思いや感性を積極的に区政に取り入れることで、社会全体のウェルビーイングの向上を図る必要がある。

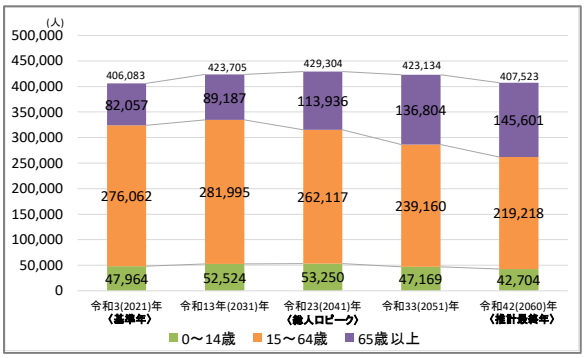

図表 7　年齢 3 区分別人口の推移・予測

■　**新サービス・イノベーションの創出、スタートアップ育成・実装に向けた支援【経済】**

品川区は電機・機械分野で高い技術力を誇る工業集積地として発展してきたが、既に地方や海外への生産部門の移転も進んでおり、現在は本社や研究開発機能を残すのみとなっている企業が多い。

五反田バレーにはソフト系 IT 産業の立地が進みつつあるが、産業構造の変化や AI（人工知能）等の新たな技術の進展、人材不足、経営者の高齢化、後継者不足等、区内産業を取り巻く環境は大きく変化している。リニア中央新幹線や羽田空港アクセス線（仮称）の開業も控

[6] 品川区総合実施計画（令和 4（2022）年～令和 6（2024）年）より作成。図表のうち、令和 3(2021)年 4 月 1 日は実績値（住民基本台帳）、令和 13(2031)年～令和 42(2060)年は将来推計値。

えるなか、五反田バレーを含む区内中小企業や商店街についてもこうした環境変化に積極的に対応していくことが求められている。

また、今後は、官民の多様な連携を通じて、企業が地域に根ざした形で新たなサービス・イノベーションを創出する土台を構築するための支援を行っていくとともに、産学官連携で次世代の担い手を育成し、品川区で育った子ども・若者が将来品川区で活躍する好循環を生み出していく必要がある。

■　**業務における二酸化炭素排出の原因見える化・家庭における環境教育【環境】**

品川区では令和 12(2030)年度の二酸化炭素排出量 50%削減（カーボンハーフ）、令和 32(2050)年度の排出量実質ゼロ（ゼロカーボン）を目標に掲げており、令和 5(2023)年度には「ゼロカーボンシティしながわ宣言」を行い、全庁を挙げて区民、事業者とともに脱炭素施策に一層取り組んでいくこととしている。二酸化炭素排出量は、平成 25(2013)年度をピークに減少傾向にあり、令和 3(2021)年度は 1,771 千 t-CO2 となっているが、図表 8[7]のとおり、23 区平均の二酸化炭素排出量と比較し、品川区は相対的に多くの二酸化炭素を排出している。また、図表 9[7] のとおり、部門別に見ると、民生（業務）部門が 43%、民生（家庭）部門が 32%となり、全体の 3/4 を占めている。

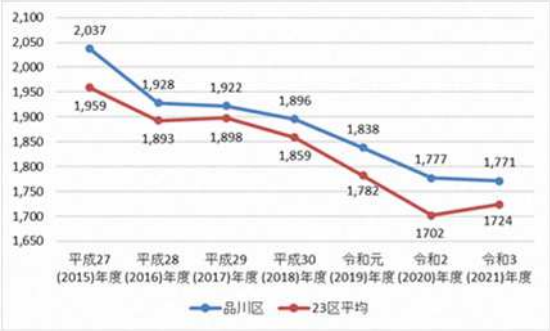

図表 8 二酸化炭素排出量の推移

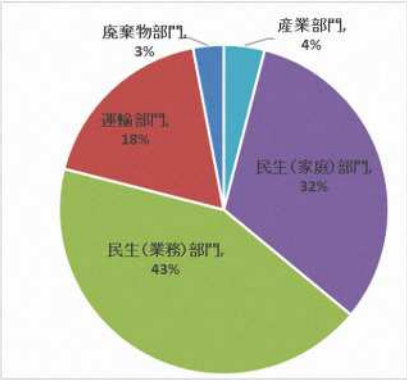

図表 9 部門別の二酸化炭素排出量内訳（令和 3(2021)年度）

二酸化炭素排出量の割合が最も高い民生（業務）部門においては、情報通信技術も活用して、第三次産業のどの過程や部門で二酸化炭素が生じているのか、原因を見える化し対策を講じる必要がある。また、割合が次に高い民生（家庭）部門に関しては、相対的に子ども・若者が多いという特徴を有する品川区において、子どもに対する環境教育を起点に家庭における二酸化炭素排出量を削減する取組が必要である。

[7] 公益財団法人特別区協議会『オール東京 62 市区町村協働事業』提供データより作成・引用

（２）2030 年のあるべき姿

「次世代の担い手と産業が育ち　多様な連携により新しい生活シーンを描くまち」

少子化およびこれに起因する人口減少社会を迎えている日本においては、将来的な経済活動の衰退が懸念されており、社会全体の活力が失われかねない状況である。

こうした課題を解決するためには、希望を持って子どもを産み育てることができる社会の構築と、生まれてくる子どもたちが将来社会で活躍できるよう育つことが重要であり、親世代や子どもたちのウェルビーイングを向上させていく必要がある。

このようななか、品川区においては他自治体に先駆けて先進的な少子化対策、教育施策を積極的に推進し、多様な保育事業、子育て世帯への支援、子どもの見守り事業、一貫教育などを実践してきたところである。

また、品川区は産業の拠点として多くの企業が集積しており、区内企業の発展が、区全体に大きな活気をもたらすと期待されている。

本計画では、子育てや教育といった次世代の担い手の育成をメインテーマと捉え、子ども関連の取組を一層推進するとともに、産業集積地であるという強みを最大限に活かし、多様な連携を推進しながら区内全体のウェルビーイングの向上を図ることとする。

①　次世代の担い手をデザイン(社会)

持続可能な社会を実現するためには、次世代の担い手が不可欠である。品川区は、子育て環境の整備や、一貫教育の導入、そして子どもの安全を守る取組など未来を担う子どもへの施策に力を入れるとともに、子どもに限らず品川区に住む人たちが彩り豊かに自分らしい生活を送れるよう、「人」に焦点を当てた取組を推進してきた。これからも子どもや子育て世代を中心としたウェルビーイングの向上を図り、心豊かで創造性溢れる人を育て、また、多くの人に選ばれる快適な都市を追求していくことで品川区に縁のある次世代の担い手をデザインする。

そこで、社会分野では次の将来像を掲げ、実現に向けて取組を推進していくこととする。

- 区民の子育てに関する悩みが解消されることで、出生数が増えるとともに生まれた子どもたちが元気に成長している
- 子どもたちが安全で自分らしくいられる環境の中で、自分自身に適した教育を受けられている
- 家庭環境や個人の志向に左右されることのない、誰もが受け入れられる居場所があることで、自己存在感や充実感を感じられている
- 肉体面、精神面ともに健康で、区民一人ひとりが充実した生活を送ることができている
- 快適で便利な都市機能の向上により、品川区に住み続けたい人が増えている

② 産業のエコシステムをデザイン（経済）

品川区は、交通網の発達により国内外からのアクセスに恵まれていることから、東京の表玄関として古くからものづくり企業が集積するまちとして発展してきた。また、最近では五反田、大崎地域において新たな情報通信技術を有するスタートアップ企業の集積が目覚ましく、活気に溢れており、製造業とIT企業が融合する地として、シリコンバレーにならって、五反田バレーという言葉も生まれるなど、産業面における品川区の大きな特徴となっている。

区内全体のウェルビーイング向上のためにはこのような区内産業が成長し続けるとともに、産学官の多様な連携により区を取り巻く社会課題を解決していく必要がある。

区内産業がさらなる成長を遂げるため、「企業」やそこで働く「人」から、「品川区であれば成長できる」「品川区であればチャレンジできる」と選ばれる環境をつくり、さらに品川区で育った子どもたちが品川区をフィールドとして将来活躍する好循環を生み出す。

そこで、経済分野では次の将来像を掲げ、実現に向けた取組を推進していくこととする。

- 企業間の交流や産官学の連携の促進により、新たなサービス・技術が創出され産業が活性化している
- 区内の子ども・若者が社会性やビジネススキルを身に付け、未来の品川区を担う人材として成長している
- 創業・起業支援を充実させることにより、志あるものが品川区に集まり、チャレンジすることで産業の集積が促進されている

③ 環境にやさしい社会をデザイン（環境）

昨今、気候変動に起因すると見られる深刻な自然災害が全国各地で発生しているなか、環境をより良くし、将来の世代に引き継いでいく必要がある。

品川区においては、環境学習交流施設「エコルとごし」による先進的な環境学習機会の提供や、令和5(2023)年度には「ゼロカーボンシティしながわ宣言」を行うなど環境にやさしい社会づくりを推進している。

良好な環境は、そこで過ごす人々のウェルビーイングの向上に大きく関わるものであり、子どもたちが心身ともに成長し、品川区に愛着を感じ次世代の区の担い手となってもらうためにも、豊かさを感じられる環境づくりが重要となる。これからも、区内企業や区民と協力しながら環境にやさしい社会に向けた取組を推進していくことで、一人ひとりの行動変容が広がり、消費活動や生産活動が良いサイクルでまわる社会をデザインする。

そこで、環境分野では次の将来像を掲げ、実現に向けて取組を推進していくこととする。

- 区に関わるすべての人が高い意識をもち、環境にやさしい行動を選択している
- ゼロカーボンに向けた具体的な取組を実施し、2030年度時点ではカーボンハーフ(二酸化炭素排出量50%削減)を実現している
- 循環型社会を形成している

（3）2030 年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット

（社会）

ゴール、ターゲット番号	KPI	
5.4, 5.5	指標：①合計特殊出生率	
	現在（2022 年）：1.11	2030 年：1.16
	指標：②品川区に定住を希望する理由として、「子どもを育てやすいから」と回答する区民[8]の割合	
	現在（2022 年）：47.0%	2030 年：60.0%
4.1, 10.2	指標：③品川区に定住を希望する理由として、「子どもの教育環境が良い」と回答する区民[8]の割合	
	現在（2022 年）：36.5%	2030 年：50.0%
11.2	指標：④交通の便に対する満足度（5 点満点）	
	現在（2022 年）：4.65 点	2030 年：4.8 点

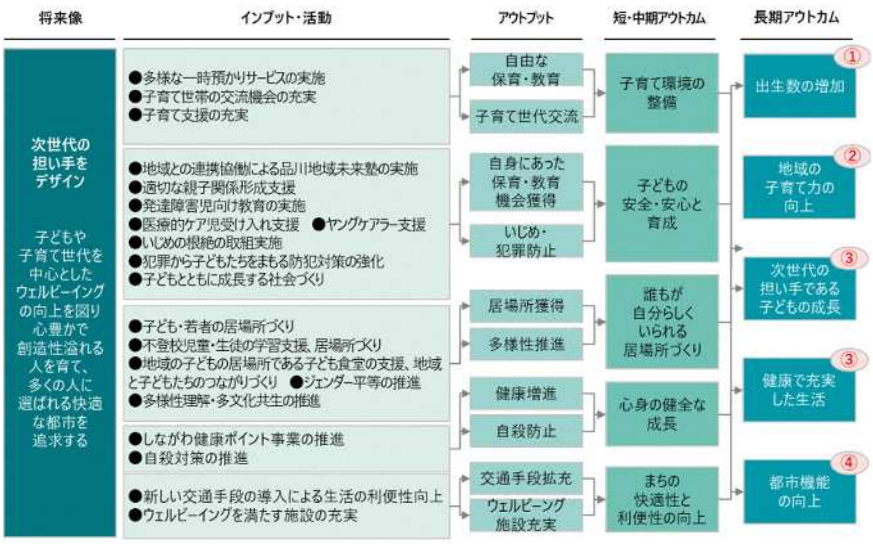

ジェンダー・ギャップ指数から見える女性と男性の参画状況の格差からも、SDGs のゴール・ターゲットである【5.4】育児・介護や家事労働を認識・評価すること、および【5.5】女性が平等に参画する機会を確保し、女性個人がその力を十分に発揮するために子どもを育てやすい品川区をめざす。そのため、2030 年のあるべき姿として子育て環境を整備することで、地

[8] 長子が小学生または中学生である区民

域の子育て力が向上して出生数が増加し、子どもを育てやすいと実感してもらうことをめざし、これらを評価するため上記①、②の KPI を設定することとした。

そして、SDGs のゴール・ターゲットである【4.1】適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育および中等教育を修了する、【10.2】すべての人々の能力強化および社会的、経済的および政治的な包含を促進することにアプローチするため、子どもが安全・安心に、自分らしくいられる居場所をつくることで、次世代の担い手である子どもの成長を促したい。これを評価する KPI として③を設定した。

また、【11.2】地域公共交通の拡大などを通じた交通利便性のさらなる向上により、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供することをめざし、KPI として④を設定した。

（経済）

ゴール、ターゲット番号	KPI	
9.2	指標：①付加価値額	
	現在（2016 年）： 2,716,584 百万円	2030 年： 3,900,000 百万円
8.5	指標：②純流入数	
	現在（2022 年）： 796 人	2030 年： 1,000 人

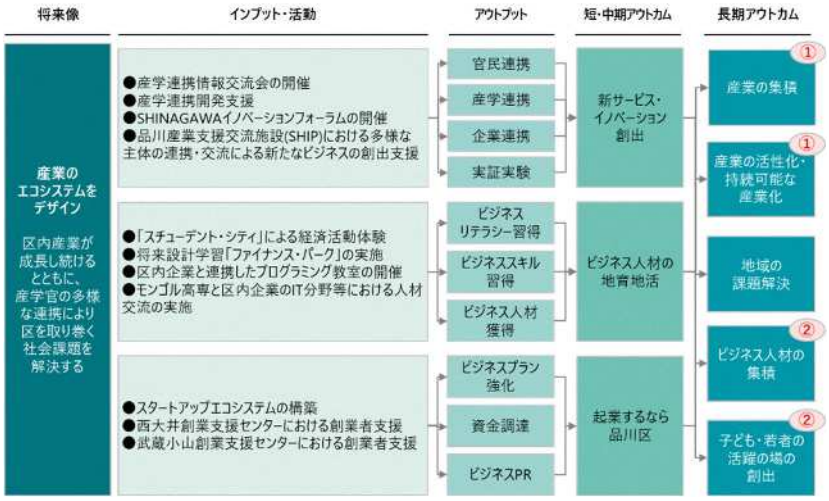

SDGs のゴール・ターゲットである【9.2】包摂的かつ持続可能な産業化をめざし、新サービス・イノベーション創出および起業促進によって、さらなる産業の集積と産業の活性化を実現したい。これらを評価するため、上記①の KPI を設定した。

また、人材の観点においては、【8.5】若者や障害者を含むすべての区民等の、完全かつ生

産的な雇用および働きがいのある人間らしい仕事を達成することをめざし、ビジネス人材を地域で育成して地域で活用することで、ビジネス人材が集積する、子ども・若者が活躍できる場を創出していく。2030 年においては現在の小・中学生は未だ社会人として働いている段階でない可能性があるが、地域を支える人口が定着および増加しているか測るため、KPI として②を設定することとした。

（環境）

ゴール、ターゲット番号	KPI	
12.5, 12.8	指標：①資源化率	
	現在（2023 年度）：28%	2027 年度：30.5%
13.3	指標：②二酸化炭素排出量	
	現在（2021 年）：1,771 千 t	2030 年度：1,109.5 千 t

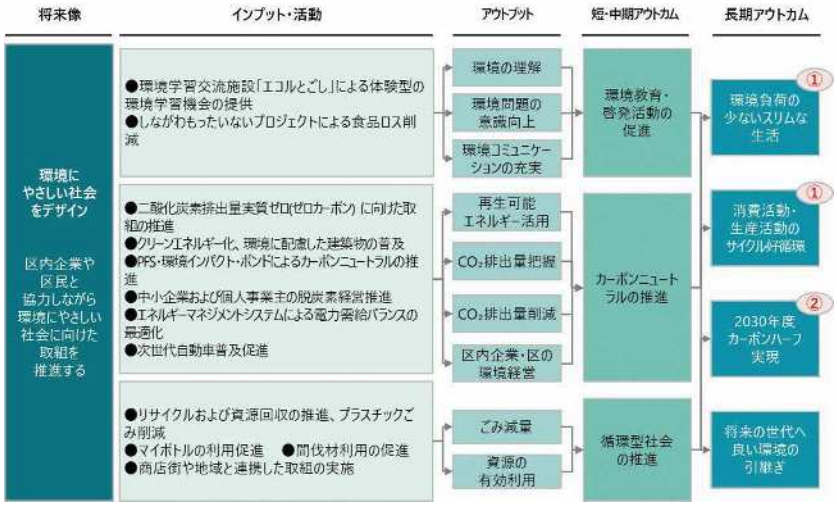

SDGs のゴール・ターゲットである【12.5】廃棄物の発生防止、削減、再生利用および再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する、【12.8】人々があらゆる場所において、持続可能な開発および自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つことをめざすべく、環境教育・啓発活動を促進し、循環型社会を推進することで、2030 年には環境負荷の少ないスリムな生活を送ること、消費活動・生産活動のサイクルが好循環することを達成したい。これらを評価するため、上記①の KPI を設定した。

また、【13.3】気候変動の緩和・適応・影響軽減にアプローチすることを通じて、将来の世代へ良い環境を引き継いでいくために、品川区では二酸化炭素排出量を平成 25(2013)年と比較して令和 12(2030)年度に半減させることを目標として掲げている。そのため、KPI として②を設定した。

１．２　自治体SDGsの推進に資する取組

（１）自治体SDGsの推進に資する取組

（社会）

①　子育て環境の整備

すべての子育て世帯が自由に保育・教育環境を選択できるよう、個々のライフスタイルに応じた子育てサービスを充実させる。また、地域での子育てを推進し、子どもを見守り育てる環境を整える。

ゴール、ターゲット番号	KPI	
4.2, 5.4	指標：オアシスルーム利用者数	
	現在（2023 年度）：21,771 人	2026 年度：30,623 人
	指標：オアシスルーム実施拠点数	
	現在（2023 年度）：12 か所	2026 年度：13 か所

・多様な一時預かりサービスの実施

在宅で子育てをしている家庭では、「他者との関わり合い」や「育児の負担」といった悩みを抱えている。そこで、生後 4 か月から就学前の児童を集団保育にて一時的に預かる「オアシスルーム」を展開する。「オアシスルーム」は、在宅で子育てをする保護者の心身のリフレッシュを目的としたもので、保護者は児童を預けている間に買い物や通院、リフレッシュ等の用件を済ますことができる。在宅子育て中の保護者のリフレッシュを支援することで、ゆとりを持った子育ての実現に寄与する。

また、在宅子育て家庭の子どもで、幼稚園や保育園を利用していない未就園児を定期的に預かる「未就園児定期預かり事業」を推進する。【詳細はモデル事業に掲載】

・子育て世帯の交流機会の充実【詳細はモデル事業に掲載】

核家族化や地域のつながりの希薄化により、在宅で子育てをしている家庭が孤立し、子育てへの不安、負担が増大している。そこで、専門家への相談や子育て世帯同士の情報交換を促し、育児に対する不安の解消につなげる。

・子育て支援の充実【詳細はモデル事業に掲載】

八潮地区における子育て支援のための拠点として、子育てをする家庭が気軽に集い、子育ての不安の解消やリフレッシュできる施設の整備を行う。

・0歳児見守り・子育てサポート事業「見守りおむつ定期便」

0歳児を養育している家庭に、子が満1歳になるまで月1回程度見守り支援員が訪問、養育者と子の見守りを行い、育児用品（おむつ等）を手渡しする。

② 子どもの安全・安心と育成

すべての子どもたちが自身に合った教育や興味のある活動を行える環境を整える。また、そのためには犯罪やいじめなど子どもをリスクから守ることが重要であるため、子どもの安全・安心を守る取組を実施する。

ゴール、ターゲット番号	KPI	
4.a, 4.5, 10.2	指標：発達障害教育支援員の配置校数	
	現在（2023 年 4 月）： 15 校	2026 年： 37 校
	指標：認可保育園における医療的ケア児受入れ人数（累計）	
	現在（2023 年 4 月）： 10 人	2026 年： 20 人
	指標：いじめ解消率	
	現在（2023 年度）： 70.8%	2026 年度： 82%

・地域との連携協働による品川地域未来塾の実施

家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていなかったりする児童・生徒のために、地域と学校の連携による学習支援を実施する。地域の方々をはじめとする指導員のもと、児童・生徒の基礎学力の向上を図る。

・適切な親子関係形成支援

区において児童虐待の相談件数の増加など、子育てに困難を抱える家庭がこれまで以上に顕在化している。そこで、品川区子ども家庭支援センターでは相談中の保護者に対して、親と子の関係を育てるコミュニケーションを習得させるプログラムを実施することで、児童虐待の再発や未然防止を図る。また、子育て中の区民に対しては、「体罰がだめというなら、どのようにしつけを変えたらいいのか」をグループワークを通じて自分の考えを整理し、子どもとの関係や子育てについて考えるプログラムも実施する。適切な親子関係を構築するための支援を行うことで、子どもが子どもの権利を侵されることなく、安全・安心に生活し成長する機会を得られるようにする。

一方、平成 28 年の児童福祉法改正により、特別区においても児童相談所の設置が可能になったことを受け、区は、令和 6 年 10 月に児童相談所を開設した。一時保護などの法的対応を担う児童相談所と、虐待予防・地域での養育の支援などを担う子ども家庭支援センターが両輪となって、地域の子どもの健やかな育ちを守る体制をさらに強化していく。

・発達障害児向け教育の実施

区では主に発達障害のある児童・生徒の学習参加に困難がある場合の支援を目的として、学習支援員を配置しているが、一校、週 10 時間程度の配置となっている。そこで、学習支援や、教室離脱・授業中の立ち歩き等が頻繁にある児童への支援を強化するため、週 5 日、1 日 7 時間の「発達障害教育支援員」を小学校・義務教育学校（前期課程）に配置する。これにより児童の安全・安心な学校生活の実現および学級担任の負担軽減を図る。

・医療的ケア児受け入れ支援

令和 3(2021)年 9 月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、支援が地方公共団体の責務となった。品川区では令和 3(2021)年 4 月から既に医療的ケア児地域生活支援促進事業などを通して、医療的ケア児と地域の子どもたちの遊び場や親子の交流の場を提供するなど医療的ケア児とその家族が孤立することがないよう地域コミュニティへの参加を促進するとともに、子育てに関する相談支援を実施してきたところである。

そのようななかで、保育・教育環境においても医療的ケア児の支援が求められている。そこで、平成 29(2017)年度より医療的ケア児の受け入れを行ってきた区立保育園については、受け入れケア項目の拡充や受け入れ園の環境整備等により受け入れ体制の強化を図ってきた。また、医療的ケア児の受け入れ経験のない私立保育園に対し、区がカウンセリングや研修の機会を確保することにより現場の不安感を取り除くとともに、看護師や保育補助者の雇上げ経費を補助することにより持続可能な事業運営を支援していく。区立幼稚園においても、令和7年度より区立保育園同様に入園希望があった場合には速やかに受け入れられるよう、体制を整備した。

また、教育現場における医療的ケア児受け入れ支援として、就学相談の際に看護師の配置申請を受け付け、施設の環境面の整備を行い、看護師を配置する。また、各看護師配置校にて学期ごとに医療的ケア安全委員会を実施する。令和 6(2024)年度からは特別支援教育担当にチーフ看護師を配置し、マニュアルの整備などを行う。なお、品川区では放課後等に子どもたちが過ごせる「すまいるスクール事業」を実施しており、すまいるスクールにおいても医療的ケア児を受け入れることができる体制を整備している。

・ヤングケアラー支援【詳細はモデル事業】

令和 6(2024)年 6 月に子ども・若者育成支援推進法が改正され、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、支援の対象として法制化された。

区は、この法改正に先んじて、ヤングケアラーへの支援体制を整備し、すべての子どもや若者、その家族を支えるため、各種支援を展開している。

・いじめの根絶の取組実施

いじめ問題が複雑かつ多様化するなかで、区長部局と教育委員会が連携しいじめの根絶に向けた効果的な取組を講じることが求められている。そこで、いじめの防止策として、教職員や学校関係者への専門研修の実施と併せて、児童・生徒を対象に「いじめについての考え方」、「いじめ対応の行動」、「いじめが起きにくい集団」の視点で変化をおこすいじめ予防授業を実施する。さらに、hyper-QU 等を活用した児童・生徒の学校生活の充実度を図る調査、アセスメントツール(いじめ調査ツール)による調査を実施し、いじめの実態把握に努める。

また、カウンセラーや相談員が相談に応じる「教育相談室」や、教育・福祉・心理・元警察官のスタッフで構成する「HEARTS(品川学校支援チーム)」等を中心とした相談支援体制を整える。それとともに、児童・生徒が感じた変化をタブレット端末から誰でも相談できるシステム「アイシグナル」等を活用することにより、いじめの早期発見を図る。

さらに、区長部局においても令和 6(2024)年 1 月にいじめ相談対策室を設置し、区立学校に在籍する児童・生徒、保護者、地域住民等からの相談・通報に対して、社会福祉士や公認心理師等の専門的知識を有するいじめ相談員等が学校、教育委員会等と連携しつつ、いじめの解決に向けた対応を図る。また、いじめ防止啓発事業やいじめ被害者等支援事業を実施するほか、教育委員会との連携強化を目的として品川区いじめ対策協議会（月１回）を開催するなど、いじめの防止等の対策を総合的かつ実効的に実施していく。

・犯罪から子どもたちを守る防犯対策の強化【詳細はモデル事業】

両親の共働き世帯が多い品川区においては、特に地域の防犯ネットワークづくりを推進する必要がある。そこで品川区独自の防犯システム「まもるっち」による地域の支え合い・助け合いによる安全・安心なまちを実現する。

・子どもとともに成長する社会づくり

ワークショップなど多様な手法を通して、子どもたちを含めた区民のアイデアや公園へのニーズを公園の整備計画に反映させることで、魅力ある公園づくりを進める。

③ 誰もが自分らしくいられる居場所づくり

様々な「生きづらさ」を持つ子ども・若者とその家族のために安心して自分らしくいられる「居場所」づくりを行う。

ゴール、ターゲット番号	KPI	
4.5, 10.2	指標：区内の子ども食堂数	
	現在（2024 年度）： 39 か所	2026 年度： 41 か所

・子ども・若者の居場所づくり【詳細はモデル事業】

品川区では平成 28(2016)年度から子ども若者応援フリースペース事業を開始し、平成 30(2018)年 7 月には、すべての子ども・若者が気軽に利用・相談できる拠点を開設し、支援内容等の拡充を図っている。近年、悩みを持つ子どもや若者の利用が増えており、相談内容も多様化・深刻化している。そこで、子ども・若者を対象とした支援策を実施し、生きづらさを抱える子ども・若者とその家族などが生きやすくなる社会づくりを推進する。

・孤独・孤立対策推進事業

望まない孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会、相互に支え合い人と人とのつながりが生まれる社会を目指し、令和 5(2023)年度、都内初の地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業に着手した。令和 6(2024)年 4 月 1 日に施行された孤独・孤立対策推進法を踏まえ、品川区孤独・孤立対策地域協議会を立ち上げ、個別の支援体制を構築していく。

・不登校児童・生徒の学習支援、居場所づくり

品川区では不登校児童・生徒が増加している。そこで、学校内における支援策として、「校内別室指導支援員」を配置し、学校の別室に登校する児童・生徒の学習のサポートや居場所の確保を行う。

また、学校外における支援として不登校児童・生徒を受け入れるマイスクール（教育支援センター）の整備を推進する。元校長や教職経験者、教員免許を持つ指導員や心理職員が児童・生徒一人ひとりに関わりながら、学習や体験的な活動の場を提供し、社会的な自立ができるように在籍校等と協力しながら支援を行う。

その他、ICT を活用した不登校児童・生徒への支援を実施するなど不登校児童・生徒へ教育の機会を確保する。【詳細はモデル事業】

・地域の子どもの居場所である子ども食堂の支援、地域と子どもたちのつながりづくり【詳細はモデル事業】

コロナ禍や物価高騰などの要因により、子どもの食の支援を必要とする世帯は多くなっている。そこで、子ども食堂の支援を行い、子どもたちに豊かな食を届けるとともに、多くの人がつながる場を創出することで、心身ともに子どもたちの成長を促進する。

・ジェンダー平等の推進

品川区では令和 6(2024)年 4 月に「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」を制定した。条例の基本理念の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する。

具体的には条例に基づく区長の附属機関として会議体を設置するとともに、苦情や申出への対応体制も整備し、学識経験者や弁護士など有識者の意見を聴取することができるものとする。その他、条例周知用リーフレットを作成（大人用および子ども用）し、条例制定の周知と理解促進を図る。これらを通じて性別等によって差別や暴力を受けることのない自分らしく生

きることのできる社会を実現する。

・多様性理解・多文化共生の推進

性別・年齢・国籍・文化的背景・障害の有無にかかわらず皆が自分らしく暮らせるまちづくりとして多様性理解・多文化共生を推進し、多様なバックグラウンドや能力、経験をもつ人々が活躍できる多様性があるコミュニティを形成し、豊かで活気ある地域をつくる。

令和 7(2025)年度デフリンピック開催(東京)を契機に、「しながわ多様性理解・多文化共生推進事業」を全校展開し、障害者理解に係るものとして、聴覚障害者との交流、車椅子バスケットボールやボッチャ等のイベントを実施する。

また、日本文化・スポーツの普及に係るものとして、能、茶道、華道、剣道、着付け、落語、しめ縄作り、サッカー体験、ラグビー体験、ホッケー体験、なわとび教室等を実施する。

④ 心身の健全な成長

健康づくりを推進し、老若男女すべての区民がいきいきと生活できる社会を創る。また、精神面での不調に悩む人が一人で抱え込むことがないよう、必要な支援を行う。

ゴール、ターゲット番号	KPI	
3.4, 10.2	指標：健康ポイント事業に参加して健康意識が高まった人の割合	
	現在（2023 年度）：75.1%	2026 年度：87.0%
3.4, 4.5, 10.2	指標：自殺死亡率	
	現在（2022 年度）：12.5	2026 年度：11.5

・しながわ健康ポイント事業の推進

幅広い世代の区民の健康増進を支援するため、スマートフォンアプリでポイントを貯めてインセンティブを付与する仕組みを提供する。ウォーキングや食事改善、特定健診等の受診でポイントを獲得できる仕組みであり、ポイントは品川区内共通商品券やクルーズ船ペアチケット、都内共通入浴券等と交換できるなど地域振興にも寄与する取組であり、事後アンケートにより、健康に関する区民の意識の変化を把握する。また、区内 5 か所のドコモショップでアプリのインストール・申し込みサポートを実施するなど官民連携により事業を推進する。

・ユースヘルスケアしながわほけんしつ

10 代の若者を対象に、思春期特有の心、体、性の悩みや不安を解消するための相談窓口を設置し、若者の健康的でウェルビーイングな生活を守る。

・自殺対策の推進

品川区では令和 2(2020)年 3 月「品川区自殺対策計画」を策定し「生きることの包括的な支援」として自殺対策を推進しているところである。具体的には、啓発物品を作成・配布し啓発を図る「啓発活動」、ゲートキーパー研修による「支援人材育成」、自殺未遂者や自殺企図者、自死遺族に対する「相談支援」、検索サイトで自殺関連キーワードを検索した人を委託先サイトに誘導する「インターネットゲートキーパー事業」を実施している。

⑤ まちの快適性と利便性の向上

交通や施設等の都市機能の向上により住民の生活の快適性・利便性を向上させる。

ゴール、ターゲット番号	KPI	
11.2	指標：新たな交通手段の実証実験地区数（累計）	
	現在： 新規事業のため 0 地区	2026 年度： 4 地区

・新しい交通手段の導入による生活の利便性向上

新しい交通手段の導入可能性を検討し、さらにきめ細かな交通ネットワークの実現・利便性の向上を図る。既存のコミュニティバスやシェアサイクル等の結節機能強化によるシームレスな移動を検討するとともに、グリーンスローモビリティ・EV 車両等による環境負荷軽減を図った新たな地域公共交通のあり方を検討する。また、アプリを活用した AI オンデマンド交通を導入し、地域における短距離移動の交通モードを提供することで、高齢者・障害者・子育て世帯などの区民に対して外出機会の創出や交通利便性の向上を図る。

・ウェルビーイングを満たす施設の充実

現在、計画している高齢者福祉施設の整備において、千葉大学および株式会社松田平田設計との間で協定を締結し、3 者が連携を図り、施設利用者など様々な方の「幸福(しあわせ)」につながる空間づくりの創出に努めるとともに、他施設への活用を検討していく。

（経済）

① 新サービス・イノベーション創出

開発力の高い製造業や情報通信業の集積等、産業面での区の強みを活かし、産業間の交流・連携につながる支援を充実させることで、新たな製品・サービス開発の促進やイノベーションの創出を図る。また、高等教育機関と区内企業の共同研究を支援することにより新技術や新製品の開発をめざす。そして、これら区内産業の活性化とともに、より先進的な産学官連携の推進を図る。

ゴール、ターゲット番号	KPI	
8.3, 9.2, 17.17	指標：新製品・新技術開発助成、ソフトウェア開発助成の年度合計件数（累計）	
	現在（2023 年度）：36 件	2026 年度：96 件
	指標：SHIP・創業支援センター（武蔵小山・西大井）のセミナー等の参加者数（累計）	
	現在（2023 年度）：4,041 人	2026 年度：17,733 人

・<u>産学連携情報交流会の開催</u>

産学連携に関心がある区内企業に対して、企業との連携に積極的な大学・研究機関等と情報交換・交流できる場を提供する。教員や研究者による講演、研究室や研究施設の見学等を通して大学等との関係構築を図り、共同研究等の取組を進めるためのきっかけづくりを支援することで、新たな技術等の創出に寄与する。

・<u>産学連携開発支援</u>

区内企業と高等教育機関の連携を強化するため、区内の中小製造業・情報通信業者に対し大学等との新製品および新技術の開発等のための共同研究に要する費用の一部を助成する。新製品の開発や既成製品の改良の他、新たな情報化の進展が見込まれるソフトウェア開発など新たなビジネスモデルの構築等にも寄与する。

・<u>SHINAGAWA イノベーションフォーラムの開催</u>

品川区は多くのスタートアップ企業が集積しているという地域特性があり、また、特に中小企業においては IT 活用により企業競争力を高めていく必要がある。そこで、イノベーションフォーラムを開催し、最新の情報通信技術に係る講演、ワークショップ、IT 企業のサービス紹介を行うことで、区内に集積する IT 企業や中小企業間の連携を促進し、新ビジネス・新サービスの創出を図っていく。

・<u>品川産業支援交流施設(SHIP)における多様な主体の連携・交流による新たなビジネスの創出支援</u>

五反田バレーには起業から間もないシード・アーリーステージのスタートアップ企業が多く集積しているが、資金面や人材面等の経営資源が不足しているため、事業を安定・成長させるためには様々な面からの支援が必要である。そこで、「品川産業支援交流施設 SHIP」を拠点にして、五反田バレー企業の経営者、資金・人材分野等の専門知識を有する方、VC(ベンチャーキャピタル)等によるメンタリングを実施し事業成長を支援するほか、事業会社やVC等との交流機会の創出を図り、新たなビジネスチャンスや事業資金の獲得につなげる。なお、「品川産業支援交流施設 SHIP」は、オープンラウンジや 3D プリンターを備えた工房を有して

おり、飛躍をめざすベンチャー・中小・大手企業などが交流する場となっている。企業の育成により区内産業の活性化を図る。

② ビジネス人材の地育地活

未来を担う子どもたちや若者に対し、豊かな社会性やビジネスに必要なスキルを身に付けるための支援を行う。また、品川区で育ったビジネス人材が品川区をフィールドとして活躍できるよう若者と区内企業との交流促進を図る。

ゴール、ターゲット番号	KPI	
4.4, 8.5, 9.2, 17.17	指標：スチューデントシティ・ファイナンスパークの実施校数	
	現在（2023 年度）： 全校実施	2026 年度： 全校実施

・<u>「スチューデント・シティ」による経済活動体験</u>【詳細はモデル事業】

再現されたまちと店舗で、児童が経営者や消費者の立場になり経済体験を行い、実社会の成り立ちや経済の仕組みなどを学習する「スチューデント・シティ」を実施する。実社会は人々がそれぞれの役割を分担し互いに支え合うことで成り立っていることを学習する。

・<u>将来設計学習「ファイナンス・パーク」の実施</u>【詳細はモデル事業】

個人のお金に関する意思決定と進路選択を主たるテーマとする将来設計体験学習「ファイナンス・パーク」を実施する。子どもたちに情報分析、資産運用などの消費者としての基本的技能を身に付け、将来設計に役立つ資質や能力を育成する。

・<u>区内企業と連携したプログラミング教室の開催</u>【詳細はモデル事業】

プログラミング教育の必修化に伴い、企業と共同開催による子ども向けプログラミング教室の開催や、プログラミング教育用ロボットを用いた学習を推進することで、子どもたちの論理的思考力やコンピュータを活用する力を育む。

・<u>モンゴル高専と区内企業の IT 分野における人材交流の実施</u>

区の基幹産業である製造業および情報通信業では人手不足が深刻化しており、特に日本国内では技術者の採用は困難な状況である。これまで、技術者不足に悩む区内中小製造業を支援するため、モンゴル高専との人材交流を実施してきたが、今後は情報通信業にも拡充する。技術者としての成長を志すモンゴル高専生を品川区で受け入れることで、区内企業の人材確保およびモンゴル人材の技術力の向上・育成に寄与する。

③ 起業するなら品川区

スタートアップ企業や起業家の事業成長を支援することで区内産業全体の活性化を図る。チャレンジできる環境を整えて起業を志す人たちが品川区に集まり、また、品川区で起業をした人たちが次の起業家を育てる好循環を生み出す。

ゴール、ターゲット番号	KPI	
8.3, 9.2	指標：アクセラレーションプログラム採択（支援）人数（累計）	
	現在（2023 年度）： 76 件	2026 年度： 136 件

・スタートアップ・エコシステムの構築【詳細はモデル事業】

品川区や地元中小企業、商店街、大企業、金融機関等多様な主体が連携し、五反田バレーに集積するスタートアップ企業を支援し育成するスタートアップエコシステムを構築する。

・西大井創業支援センターにおける創業者支援【詳細はモデル事業】

西大井創業支援センター(PORT2401)において、ソーシャルビジネスや学生の起業等に焦点を当てた、区内企業と連携した創業者支援を実施する。

・武蔵小山創業支援センターにおける創業者支援

品川区では平成 22(2010)年に「女性の起業・事業を後押しする」をコンセプトに武蔵小山創業支援センターを開設し、ハード・ソフト両面から女性起業家の成長を支援し区内産業の活性化を図っている。武蔵小山創業支援センター入居者に対して専門家による伴走支援を行うとともに、女性起業家向け相談窓口の設置、各種セミナー交流会等を実施し起業を支援する。令和 6(2024)年度以降はテストマーケティングや実証実験の支援も行う。

（環境）

① 環境教育・啓発活動の促進

2050 年度のカーボンニュートラルの実現に向けて、一人ひとりの行動変容が必要である。地球温暖化をはじめとする環境問題について継続的な情報発信を行うことで意識の向上を図り、また、区民や事業者との連携により環境コミュニケーションの充実を図る。

ゴール、ターゲット番号	KPI	
13.3, 14.1, 15.5	指標：環境学習交流施設「エコルとごし」で環境学習講座に参加した人数	
	現在：（2023 年度） 5,861 人	2026 年度： 6,400 人

・環境学習交流施設「エコルとごし」による体験型の環境学習機会の提供【詳細はモデル事業】

地球温暖化による影響が年々顕著になり、さらなる対策強化が求められるなか、区民の環境意識の向上と自主的な環境保全行動を促進するため、環境学習交流施設「エコルとごし」による体験を通じて、楽しみながら行う気候変動や海、陸に関する環境学習や、環境課題の継続的・効果的な情報発信を行う。

・しながわもったいないプロジェクトによる食品ロス削減【詳細はモデル事業】

品川区は飲食店の数が多く食品ロスが課題になっていることから、飲食店や企業と連携しながらフードドライブ等の食品ロスを削減する取組や啓発活動を実施する。

② カーボンニュートラルの推進

2050 年度のカーボンニュートラルの実現に向けて、エネルギー転換を図る必要がある。そこで、再生可能エネルギーの積極的活用と省エネと創エネを組み合わせた環境に配慮した建物を増やし、まち全体の環境負荷軽減を図るとともに、企業活動における環境に配慮した取組を推進する。

ゴール、ターゲット番号	KPI	
7.2, 13.3	指標：太陽光発電システム設置助成（年間）	
	現在（2022 年度）： 43 件	2026 年度： 75 件
	指標：蓄電池システム設置助成（年間）	
	現在（2022 年度）： 43 件	2026 年度： 75 件
	指標：CO2 算定クラウドサービスの新規導入事業者数（年間）	
	現在： 新規事業のため 0 社	2026 年度： 3 社

・二酸化炭素排出量実質ゼロ(ゼロカーボン) に向けた取組の推進

品川区において、家庭から排出される CO2 は全体の約 3 割を占めている。太陽光発電・蓄電池システムの設置助成を行い、家庭への省エネルギー設備設置を促進することでゼロカーボンを推進する。また、対事業者についても太陽光発電・蓄電池システムの設置助成のほか、LED 照明設置助成や低公害車買換え支援助成を行う。

・クリーンエネルギー化、環境に配慮した建築物の普及【詳細はモデル事業】

区有建築物の ZEB 化や計画的な太陽光発電設備の設置を進める。また、区施設における再生可能エネルギー由来電力の導入を推進しカーボンニュートラルを推進する。

・PFS・環境インパクト・ボンドによるカーボンニュートラルの推進

環境インパクト・ボンド(EIB; Environmental Impact Bond)と呼ばれるソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)のスキームを含め PFS(Pay for Success)を環境課題解決に適用することを検討する。事業成果に応じて定められた金額の報酬が事業を受託した民間事業者へ支払われる仕組みであり、エビデンスに基づいた事業評価により効果的かつ効率的に事業を推進する。

・中小企業および個人事業主の脱炭素経営推進

有価証券報告書等においてサステナビリティ情報の開示が求められるようになったことも影響し、大企業を中心に気候変動対策を自社の経営上の重要課題と捉え対策を講じる企業が増加している。その影響はサプライチェーンにまで波及し、中小企業においても今後は取引先から脱炭素経営を求められることが想定される。このようななか、区内中小企業および個人事業主に対し CO2 排出量算定クラウドサービスの導入を促進し、排出量に基づく分析を行うことで脱炭素経営の促進を図る。なお、区内の金融機関とも連携し、対象企業への呼び掛けを行うこととする。

・エネルギーマネジメントによる電力需給バランスの最適化

点在する小規模な再エネ発電や蓄電池、燃料電池等の設備と、電力需要を管理するバーチャルパワープラント(VPP)を導入し、区内の電力需給バランスの最適化を図ることで再エネ発電設備が最大限に有効活用され、カーボンニュートラルを推進する。

・次世代自動車普及促進【詳細はモデル事業】

公用車として EV 車を導入し、職員が使用しない時間帯については区民に貸し出す(カーシェアリング)ことにより普及啓発を図る。

③ 循環型社会の推進

2050 年度のカーボンニュートラルの実現のためには、限りある資源の効率的な利用を推進する必要がある。区民のライフスタイルそのものを環境負荷の少ないスリムな生活に転換することで、資源の有効利用とごみ減量を図る。

ゴール、ターゲット番号	KPI	
12.5, 12.8	指標：使い捨てプラスチック製品をなるべく使わない区民の割合	
	現在（2023 年度）：44.4%	2026 年度：43.0%

・リサイクルおよび資源回収の推進、プラスチックごみ削減【詳細はモデル事業】

資源回収を推進するとともに、リサイクルやリユースを促進し、ごみの削減や資源の有効利用を図る。

・マイボトルの利用促進

マイボトルの利用を促進することでプラスチックごみの削減を図る。具体的には区内商業施設や区の施設へのマイボトル用の給水機の設置を推進する。また、給水スポットはアプリで検索可能にすることによりマイボトルを利用する方の利便性向上を図る。

・間伐材利用の促進【詳細はモデル事業】

森林整備等に取り組むため令和 5(2023)年 7 月に都内自治体が連携し発足した「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会の会員として、関係団体や商店街と連携して間伐材の有効活用のための普及啓発を推進する。

・商店街や地域と連携した取組の実施

品川区において、家庭から排出される CO2 は全体の約 3 割を占めており、家庭部門に対する啓発が重要である。区内の商店街が持つメディアネットワークを最大限に活用し、環境啓発イベントや各商店街での啓発を実施することにより、商店街を利用する区民に対し環境啓発を行うとともに、商店街の環境意識の向上および商店街振興にも寄与する。

（２）情報発信

（域内向け）

●職員への普及啓発

職員への情報発信として年 4 回程度 SDGs に係る広報資料を発行する。令和 5(2023)年度は、「SDGs とは何か」といった入門的な内容から、品川区における SDGs の取組の紹介、SDGs を意識した政策形成といった職員として身に付けたい SDGs のポイントについて発信した。令和 6(2024)年度以降も定期的に職員向けの情報発信を行い職員の SDGs に対する理解を深める。また、令和 6(2024)年度以降は職員ワークショップを実施し、SDGs 推進の機運をさらに醸成していく。職員同士の対話や自らの考えを発信する機会を設けることで、SDGs の本質を理解し、その視点を区政に活用していくことをめざす。

●区民への普及啓発

区長と区民がともにこれからの品川の未来を一緒に考えるタウンミーティングを実施する。令和 5(2023)年度は「SDGs 未来都市しながわに向けて」と題し、年４回実施した。参加者はグループ毎のテーマに沿って、現状・アクション・未来の３つの視点で意見を出し合い、区長と意見交換を行った。最後に一人ひとり「品川区×SDGs宣言（自分のできること）」をボードに書き出し宣言していただいた。

また、子どもの柔軟な発想をまちづくりに取り入れるための取組として、2024（令和 6）年度は「国連を支える世界こども未来会議 in SHINAGAWA」や「みんなと区長のタウンミーティング～品川区こども会議～」を開催した。2025（令和 7）年度はこのような取組をさらに発展させ、子どもや若者の声を区政に反映する仕組みを構築していく。【中高生リバースメンター事業・品川区こども会議の詳細はモデル事業に掲載】

その他、区報（広報しながわ）への SDGs 記事の掲載、区民向け講演会の実施、機運醸成のための各種掲示物の作成など区民への普及啓発を図る。

●区内事業者への普及啓発

品川区では、平成 22(2010)年 5 月に「しながわ CSR 推進協議会」を発足し、企業の社会貢献活動等を推進している。この協議会では、品川区と連携して、社会貢献活動に関する情報発信・交換を行いながら、各企業が環境・防災・教育・福祉・地域活動など様々な分野において、社会貢献活動を進めている。

SDGs の推進についても、令和 5(2023)年度はしながわ CSR 推進協議会会員企業を対象に、「CSR と SDGs の取組」をテーマとした講演会を実施し、有識者による講演や企業の活動事例の紹介を行った。今後も、協議会の活動を通じて、事業者における SDGs の理解、機運醸成を図っていく。

●オリジナルムービーの作成

SDGs の「17 のゴール」をより身近なものに感じ、理解を深めるため、「エコルといっしょに考えよう！SDGs」と題したオリジナルムービーを制作し、品川区立環境学習交流施設「エコルとごし」で上映している。ムービーでは日ごろから地球の未来のために活動されている著名人の方をはじめ、区内企業・学校など地域の方からの心に響くメッセージを紹介している。

（域外向け（国内））

●ZEB リーディング・オーナーとしての情報発信

品川区では区有建築物について、快適な室内環境を維持しながら、省エネルギーと創エネルギーにより使用する年間エネルギーの大幅な削減につながる「ZEB」および「ZEH-M」の認証取得に取り組んでいる。令和 6(2024)年度現在、ZEB 認証建築物を 9 か所、ZEH-M 認証建築物を 1 か所取得しており、全国の自治体で最多を誇っている。また、都内公共施設初の「Nearly ZEB」取得や公共の特別養護老人ホームで全国初の ZEB 取得など先進的取組を推進している。

自らの ZEB 普及目標や導入計画、導入実績を一般に公表する「ZEB リーディング・オーナー」にも登録し、ZEB に関連する取組や、中長期の ZEB 導入計画と目標について情報発信する。

●連携・交流自治体への情報発信

品川区は、文化・観光・産業・教育・防災など様々な分野において、相互の強みを活かしながら共存共栄することをめざして、全国 95 の自治体と交流・連携・防災等の協定を締結している。また、都内 11 の区市町村および東京都で「森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定」を締結し、多摩地域の森林整備など、持続可能な森林の循環の確立に向けた広域的な取組を推進している。

こうした繋がりを持つ全国の自治体に対して区の取組を積極的に発信し、多角的かつ効果的な交流・連携の推進を図っていく。

（海外向け）

品川区を訪れる外国人観光客やビジネス客に対し、情報発信を行っていく。

（３）全体計画の普及展開性

（他の地域への普及展開性）

●少子化社会への対応

全国的に少子化が進展するなかで、子どもを育てやすい環境を整備し子どもを産み育てることへの不安を取り除くことで、出生数を上昇させることが求められている。また、生まれてくる子どもたちが誰一人取り残されることなく、将来を担う人材として成長することも持続可能な社会をつくる上では重要なことである。

品川区が実践する先進的な子育て支援策や教育・人材育成策は、少子化問題を抱える全国の自治体においてその問題を解決するためのヒントとなることが期待される。

●スタートアップ企業の育成と連携

スタートアップ企業の規模拡大・成長は、新たなイノベーションや雇用を地域にもたらし、区民生活の向上や経済成長に大きく寄与するものである。国においても令和 4(2022)年に「スタートアップ育成 5 か年計画」を策定し、令和 5(2023)年の政府における骨太の方針においても「スタートアップの推進と新たな産業構造への転換」を重点分野に置くなどスタートアップ企業支援政策を推進している。

品川区においては、既に五反田バレーにスタートアップ企業が集積し、その育成にも注力しており、今後は、スタートアップ企業の育成支援に磨きをかけるほか、スタートアップ企業との連携スキームを確立し区民生活に寄与していくものである。

スタートアップ企業の誘致と連携により地方創生を図ろうとしている多くの自治体にとって、参考にするべき先進事例となることが期待される。

●環境推進のモデルケース

多くの自治体が「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向けて 2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組んでいる。品川区においても令和 5(2023)年に「ゼロカーボンシティしながわ宣言」を行い、令和 12(2030)年度までに二酸化炭素排出量 50%削減(カーボンハーフ)、令和 32(2050)年度までに排出量実質ゼロ(ゼロカーボン)をめざすこととしている。

品川区ではこれまでも区民への環境教育や区有建築物の ZEB 化を推進しており、今後は地域の事業所とも連携した脱炭素の取組を実施することにより、脱炭素に取り組むすべての自治体のモデルケースとなることが期待される。特に ZEB 化については、品川区は全国をリードする状況であり、老朽化による公共施設の建て替えを検討する多くの自治体にとっての先進事例となる。また、品川区では商店街と連携した取組も実施しており、こうした取組は地域の担い手との連携を模索する多くの自治体にとって参考になると考えられる。

１．３　推進体制

（１）各種計画への反映

１．品川区長期基本計画（令和 2（2020）年度～令和 11（2029）年度）

長期基本計画は、基本構想を実現するための区の最上位計画で、「地域」「人」「安全」の 3 つの政策分野により施策を推進していくものである。計画では、平成 27(2015)年に国連サミットにおいて SDGs が採択されたことを重要な社会状況の変化と捉えている。品川区においても平和で人権が尊重され多様性を認め合う社会の実現のために SDGs を推進していくこととしている。

２．品川区総合実施計画　品川区総合戦略（令和 4(2022)年度～令和 6(2024)年度）

品川区長期基本計画の実現に向けて、重点的に実施する事業を実施計画事業と位置付け年次計画を示したものある。また、総合実施計画のなかで、総合戦略の目的や課題との関連が強い取組を、総合戦略の施策として位置付けている。総合実施計画の推進は、SDGs の達成にも資するものであり、政策と SDGs の 17 のゴールとの対応関係を明確にし、SDGs の推進を図っている。総合実施計画・総合戦略は令和 6（2024）年度に終期を迎えるため、改定にあたっては、区民や有識者などの様々な意見を踏まえ、ウェルビーイングの実現に向けた視点を取り入れていく。

３．品川区こども計画（令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度）

子ども・若者が自立した個人として健やかに成長することができ、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、区における子ども・若者施策を総合的に推進していくものである。SDGs の 17 のゴールは、子ども・若者に深く関係し、子ども・若者自身も SDGs 推進の担い手として育ち、積極的に関与することが期待される。このため、計画に基づく施策の実施にあたっては、子ども・若者からの意見聴取の場や機会をつくり、その意見を施策に反映させるなど、子ども・若者の参画や視点を取り入れ、取組を推進していく。

４．品川区環境基本計画（平成 30（2018）年度～令和 9（2027）年度）

区の環境をより良くし、将来の世代にその環境を引き継いでいくことができるよう、環境の保全に関する目標、施策の方向、その他必要な事項について定める計画である。本計画においては SDGs の理念を取り入れ、各施策と SDGs の 17 のゴールとの対応関係を整理している。本計画の目標として掲げる「区の二酸化炭素排出量を令和 12(2030)年度までに 50%削減」、「令和 32(2050)年度までに実質ゼロとする」の達成と SDGs の推進をともにめざすものである。

５．品川区まちづくりマスタープラン（令和 5(2023)年度～令和 14(2032)年度）

品川区まちづくりマスタープランは、まちの将来像やめざすべき方向性、まちづくりの方針や取組の考え方を示すもので、区民、事業者、行政などの多様な主体が共有し、連携してまちの将来像を実現するための指針としての役割を担うものである。本計画では、SDGs のゴール 11(住み続けられるまちづくりを)と関連が深いものとし、各取組を推進している。

６．品川区新庁舎整備基本計画（令和 5(2023)年度～）

品川区新庁舎整備基本計画は、令和 3（2021）年 12 月に策定した「品川区新庁舎整備基本構想」を踏まえて具体化を進めた整備方針に加え、設計に進むための各施設計画を示すものとして令和 5(2023)年 1 月に策定した。本計画では、計画・設計から建設工事、完成後の運用の各段階において、新庁舎の整備に深く関連する SDGs の 17 項目それぞれについて実現可能性のある内容や念頭に置くべき内容を示している。

（２）行政体内部の執行体制

SDGs の推進のため、区長を本部長とする「品川区 SDGs 推進本部」を設置している。その他、副本部長を副区長および教育長とし、本部員を部長級職員や企画関連の課長等としている。推進本部では、スチューデントシティやファイナンスパーク、アントレプレナー教育といった子どもを対象とした事業のほか、スタートアップ企業の支援やゼロカーボンの推進など各課が所管する SDGs 事業の実施に関する情報を共有し、総合的な企画調整、取組の進捗確認、普及啓発に関する全庁的な連絡調整を行う。

また、品川区 SDGs 推進本部の部会として SDGs 推進部長会と SDGs 推進検討会を設置し、SDGs 事業の実施や普及啓発について専門的な事項を検討する。

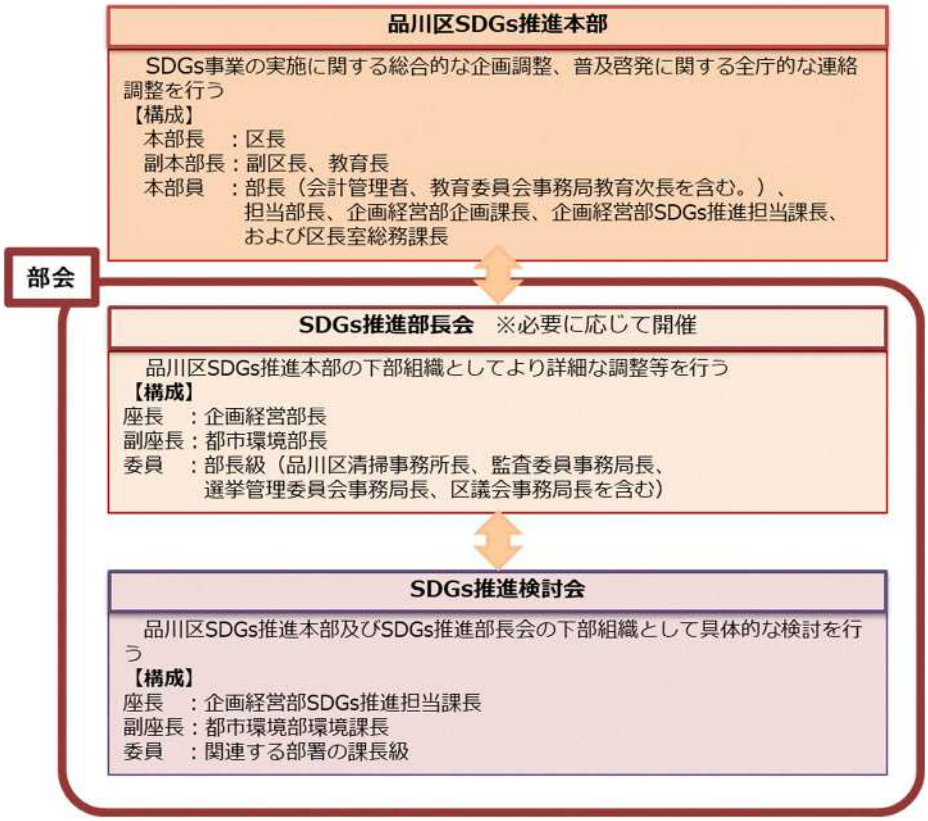

【体制図】

（３）ステークホルダーとの連携

１．域内外の主体

【各種団体】

●品川区社会福祉協議会【詳細はモデル事業】

地域における社会福祉の充実をめざし、区民の協力のもとに、福祉を進めている団体である。子ども食堂支援において区と連携し、区民や企業との協働による地域に根ざした取組を推進する。

●公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本【詳細はモデル事業】

日本の青少年の社会性や将来設計を行う力の育成のため、教育委員会や企業等と協力して子どもたちに体験型プログラムを提供している団体である。品川区においては「スチューデント・シティ」や「ファイナンス・パーク」を品川区教育委員会と共催している。

●品川区商店街連合会

商店街の連合組織で、現在は 67 の加盟商店街(会)から成り立っている。商店街は区民と直接接する機会が多く、間伐材の利用促進や環境運動の推進など区民を対象とした普及啓発活動において区と連携し取組の推進を図る。

【民間企業】

●しながわもったいない推進店

食品ロス削減に取り組んでいる区内の飲食店等と連携し、その啓発を行っている。

●区内スーパー、コンビニ等（フードドライブ）【詳細はモデル事業】

フードドライブ事業において区と連携を図っている。

●株式会社丸八真綿

粗大ごみから選別された羽毛布団を再生工場で羽毛を取り出し、洗浄しリサイクル羽毛に再生している。

●Ｊ＆T環境株式会社

粗大ごみから選別された硬質プラスチックのみ（プラスチック製衣装ケース）を工場で、自動車部品やガーデニング用品などの製品の原料（ペレット）に加工している。

●東京ボード工業株式会社

木製粗大ごみから不適物が取り除かれた廃材を細かくチップ状にして、木質建築材として床や壁などに循環利用される「パーティクルボード」を製造している。

●ビット港国際株式会社

粗大ごみから選別されたリユース可能な自転車を修理し、販売している。

●しながわ CSR 推進協議会会員企業

しながわ CSR 推進協議会に入会する企業である。社会貢献活動の推進とともに地域の社会課題解決に向けた取組も行っていく。

●株式会社松田平田設計

株式会社松田平田設計、千葉大学そして品川区の 3 者で「産学官連携によるウェルビーイングを満たす福祉施設整備に関する協定」を締結している。株式会社松田平田設計は整備予定の高齢者福祉施設の設計者であり、施設利用者等の「幸福」につながる空間づくりを研究し、その創出を図っていく。

【金融機関】

●城南信用金庫【詳細はモデル事業】

品川区に本店を置く信用金庫である。

【教育機関】

●東京都立大学、芝浦工業大学、東海大学等

産学連携に関心がある区内企業を対象に情報交換・交流の拡大を目的とした「産学連携情報交流会」を品川区と連携して開催しており、連携により新たな技術等の創出を図る。

●千葉大学

前述の株式会社松田平田設計と同様に「産学官連携によるウェルビーイングを満たす福祉施設整備に関する協定」を締結した。千葉大学大学院工学研究院 林立也准教授は、本分野で数多くの知見を有しており、施設利用者等の「幸福」につながる空間の創出を図っていく。

２．国内の自治体

●「森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定」締結団体

品川区・千代田区・中央区・台東区・荒川区・葛飾区・八王子市・青梅市・町田市・あきる野市・日の出町・檜原村・奥多摩町・東京都で協定を締結し、多摩地域の森林整備など、持続可能な森林の循環の確立に向けた広域的な取組を進めていく。

●その他全国自治体との連携・交流

全国 95 の自治体と文化・観光・産業・教育・防災など様々な分野で連携・交流を行い、協定を締結している。これらの全国自治体との「絆」をつなぐため、環境学習交流施設「エコルとごし」では岩手県宮古市・福島県富岡町・千葉県大多喜町・神奈川県山北町・山梨県早川町・福井県坂井市・高知県産の木材をはじめとする建材や家具などを活用するなどしており、様々な分野で連携・交流を展開していく。

３．海外の主体

●姉妹・友好都市

ポートランド市(アメリカ・メイン州)・ジュネーヴ市(スイス)・オークランド市(ニュージーランド)と姉妹・友好都市として交流し、青少年ホームステイ等派遣・受け入れやスポーツ交流、公式訪問団の相互派遣等を行っている。

（４）自律的好循環の形成へ向けた制度の構築等

【SDGs 推進体制の強化】

●しながわ SDGs 共創推進プラットフォーム【詳細はモデル事業】

「しながわ SDGs 共創推進プラットフォーム」を設立する。区内の民間企業や地域で活動する団体、区等から構成され、様々な視点から意見交換や情報交換を積極的に行っていく。

【産学官連携の推進】

●しながわシティラボ【詳細はモデル事業】

社会課題の解決、および、実証実験の実施において産学官連携を図る「しながわシティラボ」の運営を行う。

●中高生リバースメンター事業【詳細はモデル事業】

子どもや若者の意見やアイデアを深堀りし、磨き上げ、政策立案・提言へと進化させる。

●品川区こども会議【詳細はモデル事業】

子ども・若者の多様な意見を聴き、その声を子ども関連施策に反映する。

●区独自の SDGs 宣言制度

SDGs の推進のために取組を実践しようとする事業者・団体等に向けた宣言制度を導入する。宣言を行った事業者・団体等はその価値の上昇に繋げる。

【自律に向けた資金調達】

●クラウドファンディングの活用

ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより寄附を募り、子ども食堂の支援やひとり親家庭への食品配送などを実施している。取組内容に賛同していただける方から寄附を募ることで、自律した持続可能な取組を推進できる。

●ウェルビーイング・SDGs 推進ファンド創設【詳細はモデル事業】

SDGs を推進する民間企業や地域団体、大学、研究機関等を支援するため、区や民間企業等から募る資金を財源に「ウェルビーイング・SDGs 推進ファンド」を令和 6（2024）年度に創設した。

１．４　地方創生・地域活性化への貢献

本計画では、「次世代の担い手と産業が育ち多様な連携により新しい生活シーンを描くまち」を 2030 年のあるべき姿として掲げ、「子ども」をキーワードとした取組や、スタートアップの集積など本区の特徴を活かした取組を中心に構成している。

全国的な少子化が進行し、産業活性化や官民連携などが地方自治体において推進するべきアジェンダとして注目を集める中で、本計画に位置づけられた一つ一つの取組を推進することは次世代の担い手と彼らが活躍するフィールドを育て上げることにつながり、持続可能な社会の構築につながるものである。

また、モデル事業に位置づけている「しながわ SDGs 共創推進プラットフォーム」により、区を取り巻く様々なステークホルダー全体で連携して SDGs を推進することが期待される。これにより行政単独では見えてこない地域課題の認識や課題解決に向けた多様なアイデア出しが可能になる。また、それ以外にもそれぞれのステークホルダーがまちづくりのプレーヤーとして地域課題に対して向き合うことで、地域への愛着や誇りの醸成につながり地域の活性化が図られるものである。

2. 自治体SDGsモデル事業

（1）課題・目標設定と取組の概要

自治体SDGsモデル事業名：子どもとともに創るウェルビーイングシティしながわ

①課題・目標設定

ゴール 4：ターゲット 4.2、4.4、4.5、4.a
ゴール 5：ターゲット 5.4、5.5
ゴール 7：ターゲット 7.2
ゴール 8：ターゲット 8.3、8.6
ゴール 9：ターゲット 9.2
ゴール 10：ターゲット 10.2
ゴール 12：ターゲット 12.5、12.8
ゴール 13：ターゲット 13.3
ゴール 15：ターゲット 15.2
ゴール 17：ターゲット 17.17

②取組の概要

安心して子どもを産み育てることができる環境に一層の磨きをかけるとともに、子ども一人ひとりのウェルビーイングの向上に着目し、希望に満ち溢れた次世代を担う人材の育成と将来活躍するフィールドを醸成する。さらに、子どもの柔軟な発想をまちづくりに取り入れることで、常識に捉われない新時代の SDGs 推進都市を実現する。

（全体計画への効果）

全体計画では、「子どもや若い世代の住民の割合が東京 23 区の平均に比べて多いこと」と「産業の集積地であること」を地域の特性と捉え、次世代の担い手の育成と、区内産業の育成、そして環境にやさしい社会づくりを推進することとしている。

本モデル事業において、誰一人取り残されることがない子育て支援と教育施策を推進することにより、多くの子育て世帯から選ばれるまちとなり、さらに子どもたちへビジネス教育を実践することにより、次世代の担い手として活躍できる人材を育成するものである。また、区内企業を育てることは、産学官連携による社会課題の解決を推進するほか、地域で育った子どもたちが将来活躍するフィールドを醸成することにもつながり、人材の「地育地活」の推進に寄与するものである。さらに、人材と企業の育成過程で循環型社会、ゼロカーボンなど環境意識を醸成していくことで、住民・企業が協力し環境にやさしい社会に向けた取組を推進していく。

（２）三側面の取組

①経済面の取組

ゴール、ターゲット番号	KPI	
4.4 8.6	指標：スチューデントシティ・ファイナンスパークの実施校数	
	現在（2023 年度）： 全校実施	2026 年度： 全校実施
	指標：プログラミング教室の参加者数	
	現在（2023 年 12 月）： 36 人	2026 年： 40 人
	指標：アントレプレナー教育を受けた小・中学校の児童数・生徒数（累計）	
	現在： 新規事業のため 0 人	2026 年度： 210 人
8.3 9.2	指標：五反田バレー交流イベント参加者数（年間）	
	現在（2023 年度）： 55 人	2026 年度： 100 人

①－1　次世代を担うビジネス人材の育成

次世代を担う人材を育成するため、子どもや若者を対象に、社会で必要なスキルの習得や精神の醸成を図る。

●　「スチューデント・シティ」による経済活動体験

区立小学校・義務教育学校(前期課程)に通う 5 年生の児童を対象に、学校で学んだ知識と自らの生活を関連させる学習体験型実技演習プログラム「スチューデント・シティ」を実施する。まず、事前学習として体験学習を行うために必要な経済や金融に関する基礎的な知識や技能を学ぶ。続いて、会社の経営者の立場と消費者の立場をそれぞれ体験し、税の仕組みや会社同士のつながり、収入と利益・給与・支出の関係などを学ぶ。最後に体験から学んだことや、今後の学習に活かしていきたいことなどをまとめる。

「スチューデント・シティ」は公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本と共催するものであり、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、ゼビオ株式会社、株式会社マツキヨココカラ＆カンパニーなど民間企業と連携して実施しており、各企業の支援のもと、よりリアルな社会を体験することができる。スチューデント・シティを通じて、実際のまちと店舗を再現し、働く人や消費者の立場を疑似体験することで社会や経済の仕組みなどを理解し、区民としての自覚や豊かな社会性など人としての基礎的素養を身に付ける。

「スチューデント・シティ」の様子

● **将来設計学習「ファイナンス・パーク」の実施**

個人のお金に関する意思決定と進路選択を主たるテーマとする将来設計体験学習「ファイナンス・パーク」を実施する。まず、事前学習として体験活動を行うために必要な経済や金融に関する基礎的な知識(例：月々の収入と支出、貯蓄とローン、賢い生活費の使い方など)について計画的に学習する。続いて、あらかじめ設定された一人の大人として行動し(例：30歳、既婚、子ども一人、年収 650 万円など)、その人の収入に応じて月々の家賃・食費・被服費・娯楽費・交通費・投資・預金などのお金(家計の収入や支出)に関する「意思決定」を行い、自らの関心事や希望するライフスタイル等に基づいて将来の進路を体験的に考える学習を行う。最後に体験から分かったことや今後の学習に活かしていきたいこと等についてまとめる。「ファイナンス・パーク」は公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本と共催するものであり、株式会社大和証券グループ本社、ジブラルタ生命保険株式会社、株式会社フォーシーズ、フォルクスワーゲン・ファイナンシャル・サービス・ジャパン株式会社といった民間企業も参加している。

● **プログラミング教育の推進**

不登校やひきこもりなどの様々な「生きづらさ」を持つ子ども・若者の支援策として、プログラミング教室の開催および企業見学会を実施する。親しみやすい教材を用いることで、学ぶことの楽しさや就労意欲の向上に繋げる。また、企業見学会については、普段入ることのできない施設で、そこで働く人と直接接することで、様々な職業への興味や関心を持つきっかけづくりを行っている。

また、学校教育においてもプログラミング教育の必修化に伴い、これまで品川区ではコミュニケーションロボットを用いた学習を進めてきたところではあるが、令和 6(2024)年度は新たにプログラミング教育用ロボット「embot」の希望学校への貸与を開始する。embot は 3 枚のダンボールと電子部品を用いて組み立てるロボットで、電子工作やものづくりの基礎を学ぶことができる教材である。論理的に考える力やコンピュータの仕組み等を理解し、上手に活用していく力の一層の育成を図る。

● **学生向けアントレプレナーシップ（起業家精神）の醸成**

ソーシャルビジネスや学生起業等に焦点を当て、区内企業等の支援によりアイデア構想から創業に至るまでの好循環を生み出す。西大井創業支援センター(PORT2401)は、起業家をサポートすることを目的とした創業支援施設であり、創業者に対して、オフィススペースやコワーキングスペース、会議室の提供などのハード面の支援と、インキュベーションマネージャー

によるビジネス構想、資金調達の支援など専門家による伴走支援といったソフト面の支援を実施する。

また、新たに小中学生を対象としたアントレプレナーシップイベントを実施する。経済の仕組みや商売の基本を学ぶ講座や起業家としての生き方を学ぶ起業家教育の開催、そして五反田バレーの経営者との交流により、将来のキャリア形成の選択肢として起業や創業があることを知ってもらうとともに、課題の解決に挑戦する精神と資質・能力を育む。

西大井創業支援センター(PORT2401)

①－２　次世代の担い手が活躍するフィールドの醸成

地域産業の持続的な発展を図ることで、人材の集積や官民連携の推進を図るとともに、次世代の担い手が活躍する場を醸成する。

●　スタートアップ・エコシステムの構築

品川区では五反田バレーにおいてスタートアップ企業の集積が図られているが、認知度アップやブランディングを図り、さらにスタートアップ企業を呼び込む吸引力を高める必要がある。そこで、つなげる支援、育てる支援、呼び込む支援の3つの支援を行う。

まず、つなげる支援として、区内スタートアップ企業の資金調達やビジネス協業を支援することを目的とした事業会社やVCとの交流イベントを開催する。次に、育てる支援として、スタートアップ企業を対象としたプログラム(事業拡大のために必要な知識やノウハウの共有、メンタリングによるビジネスプランの強化、PRや資金調達機会の提供など)を実施する。そして呼び込む支援として、スタートアップ支援に関する他自治体との連携拡大や、販路拡大のためのマッチング機会の提供等の支援を行う。

これらの支援を実施するために品川区や地元中小企業、商店街、大企業、金融機関等多様な主体がネットワークを構築・連携し、スタートアップ企業を支援していく品川区独自のエコシステムを形成する。

②社会面の取組

ゴール、ターゲット番号	KPI	
5.4, 5.5	指標：しながわこどもぽけっとのダウンロード数	
	現在（2024 年 5 月）： 3,330	2026 年： 5,000
4.2, 5.4, 5.5	指標：在宅子育て家庭の未就園児預かり受入施設数	
	現在（2023 年）： 7 施設	2026 年： 35 施設
4.5 4.a, 10.2	指標：児童・生徒の不登校出現率（東京都を1とした場合の指数比較）	
	現在（2021 年度）： 児童：0.97 生徒：0.92	2026 年度： 児童：0.80 生徒：0.77
	指標：子ども若者応援フリースペースの利用者数	
	現在（2023 年度）： 5,636 人	2026 年度： 6,000 人

②－1　子育て世帯のウェルビーイング向上

安心して子育てをできるようにするため、交流機会の充実や子育て支援策の充実を図る。

●　子育て世帯の交流機会の充実

子育て中の親子が安心して遊べ、また保護者が互いに交流し、相談もできる地域交流室「ポップンルーム」を実施する。ポップンルームでは、手遊びや絵本の読み聞かせ、カレンダーづくり、工作などのイベントの他、保護者同士の交流や保育士への子育て相談も実施している。

さらに品川区では令和 5(2023)年度より、妊娠・子育て中の保護者と小中高生の子どもたちを対象としたアプリケーション「しながわこどもぽけっと」を配信している。「しながわこどもぽけっと」は平成 28(2016)年に導入した「しながわパパママ応援アプリ」をリプレースしたもので、従来の機能である妊娠・子育て支援情報や医療機関情報、各児童センターの特徴や講座の情報発信に加え、居住地区に合わせたプッシュ配信機能や多言語機能、成長グラフや乳幼児健診の記録など母子手帳の内容をマイページに記録できる「電子母子手帳機能」を追加し、子育て世帯への支援を充実させる。

しながわこどもぽけっと

● **品川版未就園児定期預かり事業の実施**

私立保育園等の空き定員を活用し、週 1～2 回在宅子育て家庭の子どもで幼稚園や保育園を利用していない未就園児を定期的に預かる事業を実施する。他児との関わりが生まれることで、子どもの発達の促進や保護者への子育て支援の充実につなげることができる。就労等の有無に関わらず、主に 0～2 歳児を対象に実施する。令和 5(2023)年度現在 7 施設にて実施しているが、令和 6(2024)年度は 25 施設に拡大し、在宅子育て家庭への支援を強化する。

● **子育て支援施設の整備**

核家族化や地域とのつながりが希薄化している中、子育て支援の充実が必要である。子育て世帯が気軽に集い、子育ての不安の解消やリフレッシュするための拠点施設を旧八潮南保育園に整備する。施設には木のぬくもりを感じられる親子の遊び場、親子で思い思いの時間を過ごせるカフェなどの落ち着いた空間、親子でデジタルを活用した遊びを楽しめるデジタルルーム、在宅で子育てをする家庭のリフレッシュのため子どもを一時的に預かるオアシスルームなど各種子育て支援事業を実施する予定で、令和 7(2025)年度の開設を予定している。

②－２　子どもを守り、誰一人取り残さない教育の推進

すべての子どもが誰一人取り残されることなく成長するため、子どもの安全確保と教育の充実を図る。

● **児童見守りシステム「まもるっち」による子どもの安全確保**

地域の支え合い・助け合いによる安全・安心なまちづくりの実現を目的とする、品川区独自の防犯システム「まもるっち」により子どもの安全を確保する。児童が防犯ブザー用ストラップを引っ張ることにより、警報音が鳴ると同時に品川区役所内のまもるっちセンターに通報され、まもるっちとセンターが通話可能になり状況確認が行われる。緊急であると判断した場合、警察・生活安全サポート隊・保護者・学校へ連絡し、連絡を受けた人が児童のもとへ駆けつけ児童の保護等を行う。

「まもるっち」による通報の流れ

● ICT を活用した教育の推進

品川区では次世代を担う子どもたちの英語力向上、および世界で活躍する人材育成を推進している。具体的には外国人講師による少人数の放課後英語レッスンや終日英語漬けの模擬留学であるイングリッシュキャンプを実施している。また、1 人 1 台のタブレット端末を使いオンライン通信による海外にいる講師とのマンツーマン英会話レッスンを実施している。なお、オンラインレッスンについては令和 6(2024)年度は対象学年を拡大しており、さらなるグローバル人材の育成を図っていく。

また、不登校児童・生徒に対しては、Microsoft Teams を活用したコミュニケーションの促進や、遠隔での学習支援を可能とするクラウド型授業支援アプリ「ロイロノート」を活用し誰一人取り残さない教育を実践する。

さらに、ひきこもり傾向にある児童・生徒のためにメタバース技術を活用した支援を行う。具体的には、まず、AI 学習教材の提供、映像教材による自主学習の補助、在籍校への学習状況の共有といった学習支援を行う。なお、共有された学習状況については在籍校での出席扱い等の資料として活用する。次に、メタバース空間内での居場所づくりを行う。メタバース空間内ではアバターを使用し、児童・生徒の他、ICT 支援員を常に配置し児童・生徒同士のコミュニケーションの促進や声かけを行う。最後に、実際の会場に赴かなくても参加できる利点を生かし、メタバース空間内で、絵画の展示会や、進路学習会、親同士の交流サロンなど、各種イベントを実施する。

● ヤングケアラー支援

ヤングケアラーについて、実態を把握し、関係機関・部署への支援に関する助言や、本人および家族に対する支援を行う。区では令和 5(2023)年度から元ヤングケアラーのコーディネーターを配置するとともに、令和 5(2023)年 7 月から LINE 相談窓口(ヤングケアラーサポート LINE)を開始し、本人や保護者からの相談体制の整備を進めてきた。そのほか、学習支援や配食サービス、通訳者派遣や訪問支援などの家庭への直接的な支援も実施している。

②－3　子ども・若者の居場所づくり

すべての子どもや若者が孤立することなく自分らしくいられるようにするため、居場所づくりを推進する。

●　「子ども若者応援フリースペース」による居場所づくり

品川区では平成 28(2016)年度から子ども若者応援フリースペース事業を開始し、平成 30(2018)年 7 月には、すべての子ども・若者が気軽に利用・相談できる拠点を開設し、様々な「生きづらさ」を持つ子ども・若者を対象として「安心できる、自信がつく、仲間がいる」をコンセプトとした居場所を提供している。専門性を持つスタッフが常駐し、子ども・若者の置かれた状況に配慮しながら段階的伴走支援を行う。また、近年、悩みを持つ子どもや若者の利用が増えており、相談内容が多様化・深刻化していることを受け、専門機関との連携を強化するなど相談支援の充実を行っている。

また、現在南品川児童センターの改築を予定しており、令和 5(2023)年度中に策定した「(仮称)子ども・若者活動拠点基本構想」に基づき、新たな子ども・若者の活動拠点の新設を行う。令和 6(2024)年度から令和 7(2025)年度に設計を行い、令和 8(2026)年度～11(2029)年度に建設工事、令和 11(2029)年度中に開設予定である。

●　子ども食堂の支援

品川区では、地域コミュニティの中で子どもを育てていく拠点として重要な役割を担っている子ども食堂について、運営者等の情報交換・共有のためのネットワークを支援するため、「子ども食堂ネットワーク」を品川区社会福祉協議会内に設置した。ネットワークを通じて子ども食堂の開設相談や、企業や区民からの寄付受付や分配・搬送等を一元化することで、効率的・効果的な支援を行う。

子ども食堂継続支援にあたってはクラウドファンディングを活用し、区の一般財源に依存しない持続可能な取組をめざす。

③環境面の取組

ゴール、ターゲット番号	KPI	
12.8 13.3	指標：環境学習交流施設「エコルとごし」来館者数（年間）	
	現在（2023 年度）： 229,347 人	2026 年度： 235,400 人
12.5, 12.8	指標：使い捨てプラスチック製品をなるべく使わない区民の割合	
	現在（2023 年度）： 44.4%	2026 年度： 43.0%
13.3 15.2	指標：国産間伐材の有効活用事業参加者（年間）	
	現在（2022 年度）： 5,016 人	2026 年度： 7,000 人
7.2	指標：区有施設における再生可能エネルギー由来電力の導入率	
	現在（2022 年度）： 34.1%	2026 年度： 42.1%

③－1　子どもから始まる環境行動変容

一人ひとりがカーボンニュートラルの実現に向けた自覚ある行動をとるため、環境教育と普及啓発を推進する。

●　エコルとごしによる体験型環境学習の推進

令和 4(2022)年にオープンした環境学習交流施設「エコルとごし」において、体験型展示や多彩なイベント・講座など、環境を楽しみながら学ぶことのできる機会を提供する。エコルとごしは、「みる・きく・さわる」といった体感を重視した環境学習展示がされており、床・壁全体を使った映像で、私たちの暮らしと自然環境の「バランス」を保つ大切さや「いきもの」とのふれあいを体験することができる。また、地域交流・憩いの場となるコミュニティスペースには、木材を基調としたコミュニティラウンジ・キッズスペース、町会・自治会や、環境保全団体の活動拠点となる地域交流室・多目的スペースなどの貸室、植物の大切さを感じる菜園スペースが常設されている。

さらに、「エコルとごし」は都内公共建築物で初の「Nearly ZEB」認証を取得した環境にやさしい建築物であり、品川区も「ZEB リーディング・オーナー」に登録し ZEB に関連する取組や、中長期の ZEB 導入計画と目標について情報発信を行っている。

こうした様々な機能を有した「エコルとごし」では、子どもたちを中心とした環境学習の推進

や、各種団体の活動支援を行う。

「エコルとごし」の映像展示

「Nearly ZEB」認証建築物

● しながわもったいないプロジェクトによる食品ロス削減

フードドライブ常設窓口を設置し、日常的に食品ロス削減に取り組む区民を増やすための意識向上を図る。令和 5（2023）年度に 2 施設に設置した常設のフードドライブ受付窓口を、令和 6（2024）年度はスーパーやコンビニエンスストア等民間施設とも連携を図り 10 施設に拡大設置し、令和 7（2025）年度はさらに拡充する。多くの方が利用するスーパーやコンビニエンスストアで受け付けを行うことで、区民の食品ロス削減につなげていく。

また、食品ロス削減に向けて、お客様と協力する、あるいは協力を呼びかける取組などを行っている「しながわもったいない推進店」においては、ドギーバッグを配布し、食べ残し削減の啓発を図るとともに、環境学習交流施設「エコルとごし」において飲食店を出店し、食品ロス削減の紹介を行うなど啓発活動を実施する。

③－２　子どもとともに推進する循環型社会

CO2 排出量を削減するために、無駄を無くし、ごみを減らす循環型社会に向けた取組を推進する。

● リサイクルおよび資源回収の推進

区内約 11,000 か所の資源ステーションより、週 1 回、8 品目 12 種類の資源を回収する「資源回収」と、小学校などの区施設 31 か所で、月 2 回、4 品目の資源を回収する「拠点回収」を実施している。多くの小学校を回収拠点とすることで、子どもたちがリデュース・リユース・リサイクルについて考えるきっかけとなり、持続可能な循環型社会の醸成につながることが期待される。なお、回収された資源プラスチックやびん、ペットボトル、乾電池や蛍光灯等を中間処理し、資源物を再商品化業者に引き渡しリサイクルする。

また、粗大ごみについてはリユースやマテリアルリサイクルを進め、全粗大ごみの約 44%が再利用や再資源化している。具体的にはリユース可能な自転車を選別してリユース事業者に売却、羽毛布団・プラスチック製衣装ケース・木製製品は不要部品等を取り除いて、再製品化の材料としてマテリアルリサイクルを進め、CO2削減を図る。

● **間伐材利用の促進**

令和 5(2023)年 7 月に都内自治体が連携し、森林整備等に取り組む「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会が発足し品川区も参加している。「多摩の森」活性化プロジェクトでは森林環境譲与税を活用し「多摩の森の整備および保全、カーボンオフセット(二酸化炭素吸収量の認証)」「林業作業、自然観察その他多摩の森を活用した体験活動」「多摩の森で算出される間伐材その他の木材の活用」に取り組んでいる。

また、令和 6(2024)年 3 月には、高知県および高知県木材協会と三者協定を締結し、区有建築物において高知県産の木材を活用していくことで、区民への快適な空間の提供やゼロカーボンの推進を図る。

さらに、木材製品の利用促進を図るため、「木ッカケ」プロジェクトと題し、WEB サイトと商店街の店舗にて木製品や木材活用に関する情報を紹介する他、親子で学べる間伐材ツアーである「東京の森あそび木づかいツアー」の開催や、福井県との連携による商店街での共催イベントなどを実施する。特に「東京の森あそび木づかいツアー」は、実際に森に赴き森の中で遊んだり、間伐材や木材を使用して道具づくりをすることで「私たちの暮らしと森の関係、木を使うことの大切さ」を学ぶことができる。

③－3 カーボンニュートラルの推進

カーボンニュートラルの実現に向けて、区の施設等においてクリーンエネルギー化を推進し区内へ普及を図る。

● **クリーンエネルギー化、環境に配慮した建築物の普及**

品川区では区有建築物の新改築の際には ZEB(または ZEH-M)とすることを原則とし、令和 6(2024)年現在、品川区有建築物 10 か所で認証を取得している。また、品川区は「ZEB リーディング・オーナー」に登録し、ZEB に関する技術や情報を広く発信し、ZEB の普及に貢献できるよう努めており、環境学習交流施設「エコルとごし」において施設内を巡るツアーを開催し、区施設で最大規模の太陽光パネルなど ZEB 関連設備を直接見て学ぶことができる取組を推進している。エコルとごし以外の ZEB 取得施設についても、区のホームページからの認証取得施設および ZEB 運用実績情報の発信や、区独自の取組として、導入した技術を施設利用者に示すためのサインを掲示するなど、ZEB への関心向上および普及への意識啓発に努めている。今後、品川区全体のカーボンニュートラルの取組をパッケージとして示すことで、区民への効果的な普及啓発を実施する。

太陽光発電設備未設置の区有建築物のうち、施設の耐用年数等を踏まえて選定した施設について、段階的に設置工事を行う予定である。また、太陽光発電とあわせて蓄電池の整備も行い、災害等による停電時の電源としての使用と併せて、平時は夜間電力として使用することで環境負荷低減につなげる。

さらに、区施設における再生可能エネルギー由来電力の導入を推進する。区施設ではこれまで、再生可能エネルギー由来電力への切り替えを 54 施設で完了しているが、令和 6(2024)年度は品川区総合庁舎および品川区清掃事務所・資源化センターについて導入す

る。

積極的に区有建築物のクリーンエネルギー化や ZEB 化を推進することで、区民への啓発につながるとともにカーボンニュートラルの推進に寄与する。

● EV 公用車の導入とカーシェア

公用車の電気自動車への移行を推進する。令和 6(2024)年度は区の公用車に 2 台の電気自動車を導入する。また、平日日中以外の時間帯はカーシェアとして広く区民に利用していただくことで、区民への EV 化普及促進に貢献する。

（３）三側面をつなぐ統合的取組

（３）－１　統合的取組の事業

統合的取組の事業名：
しながわ SDGs パートナーシッププロジェクト～「子ども」・「産」・「学」・「官」による共創～

（取組概要）

子どもの柔軟な発想を社会課題の解決に活用する仕組みと、民間企業のソリューションと社会課題を結びつけるためのプラットフォームを構築する。また、民間企業がより自発的に SDGs に資する取組を推進していくためのインセンティブとなる制度を設計し、自律的好循環の形成を図る。

（統合的取組における全体最適化の概要及びその過程による工夫）

統合的取組では、品川区の産業特性である「スタートアップ企業をはじめとした多くの企業の集積」と、政策において注力している「子どものウェルビーイングの向上」を融合させ経済・社会・環境の三側面で相乗効果の発揮をめざす。

まず、企業の集積という区の特性を活かし産学官連携の一層の促進を図る。そのためには、場当たり的な連携ではなく、行政側が企業の持つ技術・ソリューションを理解し、一方で企業側も区を取り巻く社会課題の本質を理解することが必要である。行政側と民間企業側が互いのリソースを持ち寄り新たなサービスを創出するスキームを構築するとともに、産学官連携に係る企業側のモチベーションを向上させることで効果的かつ継続的な産学官連携を推進していく。

また、品川区では「子どものウェルビーイング向上」のために、子育て環境の充実や先進的な学校教育を実践してきた。さらに、「未来を担う人材の育成」のためにビジネス教育や環境問題をはじめとする社会課題に関係する教育も実践している。このように充実した教育により培った子どもの力は社会課題の解決に向けて活用されることが大きく期待できるものであり、子どもの参画機会を創ることで新たな発想による新しい生活シーンを描くことが可能になる。

以上を踏まえ、三側面をつなぐ統合的な取組として以下の具体的取組を実施する。

具体的取組①：しながわ SDGs 共創推進プラットフォーム

区内企業や各種団体、区と包括協定を締結する企業、その他区役所各部門等から構成され、品川区全体の SDGsを推進するための中核的な役割を担う。多様なステークホルダーの様々な視点から意見交換や情報交換を行うことにより、課題や課題解決に向けての方向性を示す。会員同士の対面での意見交換会や交流会の開催によるステークホルダー間の連携促進を図るほか、しながわシティラボとの連携によるオンラインでのニーズとシーズのマッチングを推進する。また、中高生リバースメンター事業とともに、特に環境分野については専門部会を設置しゼロカーボンに向けた取組を推進する。（後掲の事業スキーム参照）

具体的取組②:しながわシティラボ

民間企業や大学等からの提案により行政の抱える社会課題を解決し、また、行政が民間企業・大学等へ新サービスの実証実験の場を提供することにより新たなソリューションを創出するといった双方向の連携を推進する「しながわシティラボ」の運営を行い産学官連携による社会課題の解決を促進する。「しながわシティラボ」は主に以下の 2 つの機能を有する。

ア.「課題解決型」

主に区の各部署が抱える課題を吸い上げ、しながわ CSR 推進協議会会員企業の他、五反田バレー企業などの多くの企業・大学等から解決のための提案を募り、区と連携して課題の解決を図る。区の各部署から挙げられた課題については「しながわシティラボ」事務局により掘り下げを行い、企業等が解決に向けた提案を行いやすくするよう解決の方向性の調整を行う。

イ.「実証実験提案型」

しながわ CSR 推進協議会会員企業の他、五反田バレーなどの多くの企業・大学等から実証フィールドのニーズを吸い上げ、品川区をフィールドとした実証実験を行い新サービスの創出を図る。品川区が提供するフィールドにおいて実証実験を行うため、「しながわシティラボ」の事務局は企業および各部署との調整を行い、実証実験の実現に向け適宜企業と区各部署のフォローを行う。

また、自治体と民間企業・大学等間の連携強化のため「しながわシティラボ」の専用 WEB ページを開設し、産学官連携のプラットフォームとして運用する。

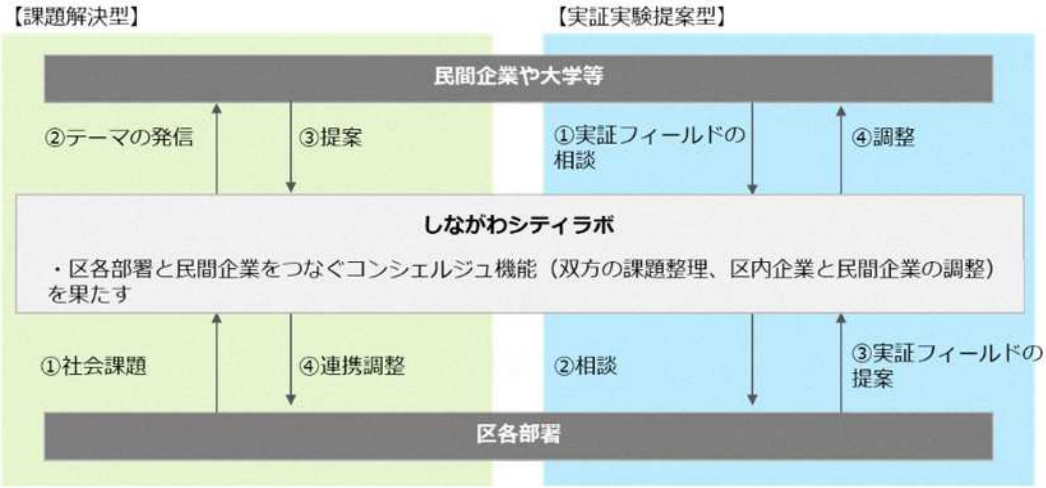

しながわシティラボイメージ

具体的取組③：中高生リバースメンター事業

「中高生リバースメンター事業」は、令和 5(2023)年度と令和 6(2024)年度に開催した「国連を支える世界こども未来会議 in SHINAGAWA」を発展させ、子どもや若者の声を区政に反映させる仕組みである。

中高生が、専門家や区職員からサポートを受けながら、区の地域課題や社会課題について自身の問題意識を深堀り、アイデアを磨き上げ、政策を立案する。検討した内容は、区長にプレゼンテーションを実施し、事業化をめざす。

中高生自らが政策提言をし、社会を変える実感を持つことによって、本計画において区が目指している次世代の担い手の育成と、「子どもとともに創るウェルビーイングシティしながわ」の実現へつなげる。

具体的取組④：品川区こども会議

品川区こども計画の推進にあたり、子ども・若者の多様な意見を聴き、その声を子ども関連施策に反映することを目的に実施する。区内在住・在学の子ども・若者を募集し、子ども施策に関するテーマについて検討を行い、検討した内容については、意見書としてとりまとめ、区長へ提出する。

具体的取組⑤：「ウェルビーイング・SDGs 推進ファンド」の創設

SDGs を推進する民間企業や地域団体、大学、研究機関を支援するため、区や民間企業等から募る資金を財源に「ウェルビーイング・SDGs 推進ファンド」を令和 6（2024）年度に創設した。

ファンドの活用については、「ウェルビーイング・SDGs 推進事業実行委員会」にて、補助対象事業の要件決定や事業募集、補助事業の審査、決定、評価等を実施し、決定された事業に対し資金的な支援を行うものである。行政が行う従来の補助事業とは異なり、支援要件や事業の決定に際して民間企業や有識者、地域で活動する団体も関わり、様々な視点から検討を行うことが特徴である。また、SDGs を推進する企業や団体等の新たな資金調達方法となるとともに、資金協力した民間事業者の企業価値の上昇につながることが期待される。

（３）－２　三側面をつなぐ統合的取組による相乗効果等（新たに創出される価値）

①経済⇔環境

（経済→環境）

KPI（環境面における相乗効果等）	
指標：しながわシティラボによる新規産学官連携事業数	
現在： 新規事業のため 0 件	2026 年度： 10 件

経済面の取組における「スタートアップ・エコシステムの構築」により、五反田バレーの認知度向上および五反田地域へのさらなるスタートアップ企業の集積、新たなビジネスの創出を推進していく。このような地域の連携により育成された企業が率先して地域の課題解決のために行政と連携することが望ましい形であり、「しながわシティラボ」により環境課題解決に向けた産学官連携が促進されることで、企業育成との相乗効果が期待されるものである。

（環境→経済）

KPI（経済面における相乗効果等）	
指標：二酸化炭素排出量削減を目的とした事業者に対する各種助成の合計件数（年間）	
現在（2023 年度）： 16 件	2026 年度： 23 件

しながわ SDGs 共創推進プラットフォームにおいて、モデル事業の取組およびその効果が多様なステークホルダーに共有される。特に、環境に配慮した建築物の普及に係る取組については、CO2 の削減が一層求められる中小企業にとって、具体的な方策を示す貴重な情報となるものであり、LED 照明や太陽光発電システム等の設置に係る助成制度の活用促進が期待されるものである。

② 経済⇔社会

（経済→社会）

KPI（社会面における相乗効果等）	
指標：しながわシティラボによる新規産学官連携事業数	
現在： 新規事業のため 0 件	2026 年度： 10 件

経済面→環境の相乗効果と同様に、「しながわシティラボ」により、地域の社会課題解決に向けた産学官連携が促進されることにより、地域の社会課題と企業のソリューションが密接に結びつき、企業育成と社会課題解決の相乗効果が図られるものである。

（社会→経済）

KPI（経済面における相乗効果等）	
指標：プログラミング教室の参加者数	
現在（2023 年 12 月）： 36 人	2026 年： 40 人

品川区は子育て環境の整備や先進的な教育、若者の居場所づくりなど次世代の担い手の育成に力を入れており、三側面をつなぐ取組によりさらに子どもや若者を取り巻く環境が良好になることにより、将来品川区で活躍するビジネス人材が増加することが期待される。

③ 社会⇔環境

（社会→環境）

KPI（環境面における相乗効果等）	
指標：環境学習交流施設「エコルとごし」の来館者数（年間）	
現在（2023 年度）： 229,347 人	2026 年度： 235,400 人

品川区は、都心部において比較的子どもや若い世代が多いという特徴があり、子育て環境の整備や先進的な教育、若者の居場所づくりなど次世代の担い手の育成に力を入れている。また、環境分野においては民生（家庭）部門の二酸化炭素排出量が多く一人ひとりの意識の向上が求められている。そこで「中高生リバースメンター事業」により、子どもが自らの考えを発信し、社会を変えていくことを実践することで、子どもたちの社会のために行動するという意識がさらに醸成されることが期待される。

（環境→社会）

KPI（社会面における相乗効果等）	
指標：フードドライブで寄付された食品の年間総重量	
現在（2023 年度）： 3,211kg	2026 年度： 4,500kg

「しながわもったいないプロジェクト」の推進により、区民・企業ともに食品ロス削減への意識が高まりフードドライブへの協力者が増加することが予測されることから、フードドライブの受付窓口を増設していく。これにより、フードドライブを活用した子ども食堂や福祉団体の充実が図られ、多くの子どもの居場所がつくられるとともに、食品を必要とする方々への支援ができるといった相乗効果が期待される。

（４）多様なステークホルダーとの連携

団体・組織名等	モデル事業における位置付け・役割
公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本	経済活動体験「スチューデント・シティ」および将来設計学習「ファイナンス・パーク」において区と連携する。公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本は区と共催しこれらのプログラムを実施する。 その他民間企業についてはブースを出店し、子どもたちにそれぞれのプログラムに関連するアドバイスをするといった形で協力をする。
アクセンチュア(株)	
(株)アドバコム	
ジブラルタ生命保険(株)	
ゼビオホールディングス(株)	
(株)セブン－イレブン・ジャパン	
(株)日本 HP	
フェデックス エクスプレス	
(株)マツキヨココカラ＆カンパニー	
(株)大和証券グループ本社	
(株)フォーシーズ(ピザーラ)	
フォルクスワーゲン・ファイナンシャル・サービス・ジャパン(株)	
品川区社会福祉協議会	「子ども食堂ネットワーク」の事務局を担い、子ども食堂に携わる人々の交流と活動の充実を図る。また、区やエコルとごしで実施しているフードドライブで寄付を受けた食品を子ども食堂で活用するなど、子ども食堂事業とフードドライブ事業の連携を図る。
区内スーパー、コンビニ等	フードドライブの常設窓口の設置や食品の寄付など、フードドライブを通じた食品ロス削減を推進する。
品川区商店街連合会	商店街の連合組織で、現在は 68 の加盟商店街(会)から成り立っている。商店街は区民と直接接する機会が多く、間伐材の利用促進や環境運動の推進など区民を対象とした普及啓発活動において区と連携し取組の推進を図る。
「森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する	令和 5(2023)年 7 月に森林整備等に取り組む「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会を発足させ、森林環境譲与税を

協定」締結団体	活用した各種取組を連携して推進する。 ※詳細な団体名は全体計画参照
五反田バレー企業	スタートアップ企業の育成や創業支援において連携する。また、しながわシティラボのスキームにより、産学官連携による地域課題の解決を図る。
しながわ CSR 推進協議会会員企業	しながわシティラボのスキームに参画し、産学官連携による地域課題の解決を図る。
城南信用金庫	「ウェルビーイング・SDGs 推進ファンド」の創設に向けて区と連携を図る。

（５）自律的好循環の具体化に向けた事業の実施

（事業スキーム）

本モデル事業は、子どもと企業の育成を推進することにより、経済・社会・環境面における相乗効果を生み出すものである。モデル事業に位置付けている事業の多くは、品川区が単独で行うものではなく、多様なステークホルダーとの連携や民間企業のソリューションを活用するものとなっている。

「しながわシティラボ」は、こうした多様な連携をさらに推進していくためのスキームであり、特にコンシェルジュ機能により社会課題および大学・企業が持つソリューションの関係性を整理することで実効性のある連携事業を生み出していくものである。さらに、そこに子どもの視点と発想力を反映することで、従来の考え方に捉われない新たな品川区を創造していくものである。

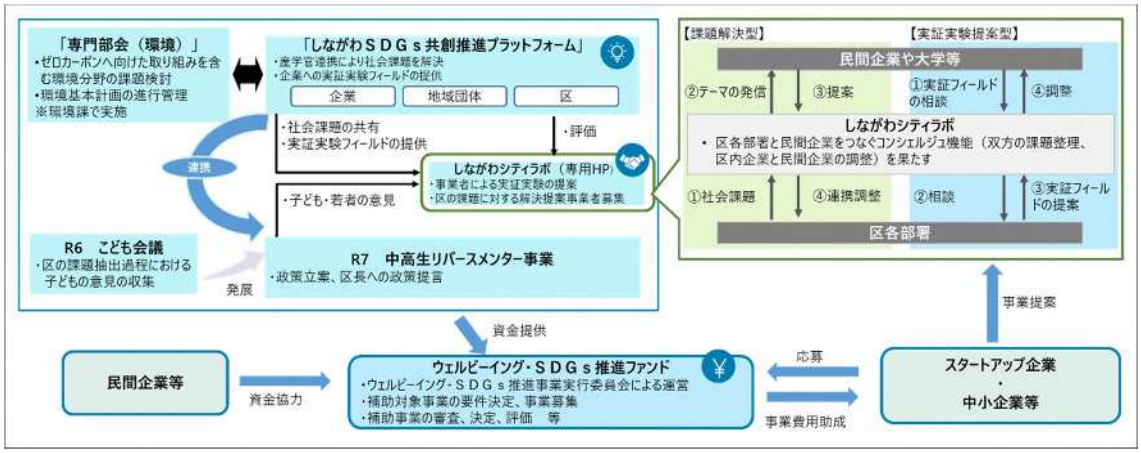

（将来的な自走に向けた取組）

「しながわ SDGs 共創推進プラットフォーム」により、多様なステークホルダーの視点による課題抽出や評価を行い、随時取組内容のアップデートを図る。また、産学官連携の推進のためには、企業・団体等の協力が不可欠となるが、そこで、区独自の SDGs 宣言制度を創設し、SDGs を推進しようとする事業者・団体等を奨励することで、事業者・団体等のモチベーションを向上させるとともに、現在、主に子ども食堂の支援に活用しているクラウドファンディングのさらなる活用を検討する。品川区のクラウドファンディングはふるさと納税制度を活用したものであるが、区民も利用できる制度となっている。従って、区民生活を豊かにする取組については区民から賛同され資金を調達しやすくなる。さらに民間企業等から資金協力を受け SDGs を推進する民間企業や地域団体、大学、研究機関等を支援するファンドを創設し資金提供をする仕組みを構築するなど、行政の補助金に依存することのない仕組みを検討していく。

（６）自治体SDGsモデル事業の普及展開性

（他の地域への普及展開性）

本モデル事業では、企業と連携して人材育成や創業支援、スタートアップ企業の誘致・育成といった産業発展に係る取組を実施していくこととしている。産業の発展により将来のパートナーとなる企業が成長し、将来の官民連携の促進につながるといった好循環を生み出すものである。昨今、多くの自治体が企業誘致や創業支援を施策として掲げるなかで、これらの自治体への普及展開が期待されるものである。

また、本モデル事業においては ICT 技術を積極的に活用した取組を実施し、特に子育て・教育分野におけるそれらの取組が多くなっている。国のデジタル田園都市国家構想総合戦略においてデジタルを活用した地方の社会課題解決を推進していることや、国の政策として少子化対策を推進していることを踏まえると、子育て・教育分野における ICT 技術の活用は多くの地方自治体にとって参考事例になるものと考えられる。

さらに、その他の多様なステークホルダーと連携した取組や、「しながわシティラボ」のような産学官連携を推進するためのスキームについても、品川区以外の自治体でも展開可能な取組である。「産学官連携の推進」を方針として掲げる多くの地方自治体がその手法を検討する上で参考にできる先進事例になると考えられる。

（7）スケジュール

	取組名	2024 年度								2025 年度	2026 年度
		～8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		
統合	しながわ SDGs 共創推進プラットフォーム	実施（年 2 回程度実施）								改善・実施	改善・実施
	しながわシティラボ		実施							改善・実施	改善・実施
	中高生リバースメンター事業 品川区こども会議	実施								改善・実施	改善・実施
	「ウェルビーイング・SDGs 推進ファンド」の創設	制度設計	ファンドへの出資企業募集								
			支援対象事業募集・事業への支援（ファンドからの補助金支給）								
経済	①－1 次世代を担うビジネス人材の育成	【スチューデント・シティ、ファイナンス・パーク】 実施								改善・実施	改善・実施
		【プログラミング教室】 実施								改善・実施	改善・実施
		【プログラミング教材】 入札	購入	授業実施						授業実施	授業実施
		【創業支援】 創業者への伴奏支援								改善・実施	改善・実施
		アントレプレナー教育								改善・実施	改善・実施
	①－2　次世代の担い手が活躍するフィールドの醸成	【スタートアップ・エコシステム】 企画・実施								改善・実施	改善・実施

	取組名	2024 年度 ～8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	2025 年度	2026 年度
社会	②－1　子育て世帯のウェルビーイング向上	【子育て世帯の交流機会の充実】 ポップンルームの運営								改善・実施	改善・実施
		各種アプリの運用								改善・実施	改善・実施
		アプリ機能拡張検討									
		【未就園児定期預かり事業】 事業実施								改善・実施	改善・実施
		【子育て支援施設の整備】 改修工事								施設開所 → 運営	改善・実施
	②－2　子どもを守り、誰一人取り残さない教育の推進	【まもるっち】 システム運用								改善・実施	改善・実施
		【英語教育】 事業実施								改善・実施	改善・実施
		【メタバースを活用した不登校児童・生徒支援】 事業者選定 → 利用者説明会 → サービス開始								継続運用	改善・実施
		【ヤングケアラー支援】 普及啓発・相談支援の実施								改善・実施	改善・実施
		配食事業者選定 → サービス開始								改善・実施	改善・実施
	②-3　子ども・若者の居場所づくり	【子ども若者応援フリースペース】 運営・イベント実施								改善・実施	改善・実施
		【南品川児童センターの改築】 基本設計								実施設計	建設工事
		【子ども食堂支援】 運営・周知								改善・実施	改善・実施

	取組名	2024 年度								2025 年度	2026 年度
		～8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		
環境	③-1　子どもから始まる環境行動変容	【エコルとごしによる体験型環境学習】 運営・イベント開催								改善・実施	改善・実施
		【フードドライブの実施】 フードドライブ実施								改善・実施	改善・実施
		【しながわもったいない推進店での啓発】 実施周知 → ドギーバック配布開始								改善・実施	改善・実施
	③-2　子どもとともに推進する循環型社会	【リサイクルおよび資源回収の推進】 事業実施								改善・実施	改善・実施
		【間伐材利用の促進】 ツアー実施								改善・実施	改善・実施
	③-3　カーボンニュートラルの推進	【太陽光発電設備設置】 設置工事（1 施設）									
		実施設計（3 施設）								設置工事（1 施設）	
											設置工事（2 施設）
											実施設計（2 施設）
		【区有施設への再エネ電力導入】 業者選定・導入								その他施設の導入検討	
		【EV 公用車導入およびカーシェアの実施】 事業者選定 → 設備整備 → 事業実施								改善・実施	改善・実施

東京都品川区　ＳＤＧｓ未来都市計画

令和６年１０月　第一版 策定
令和７年１２月　第一版 改定

SDGs 17 のゴールと自治体行政の関係

目標	目標の説明及び自治体行政の果たし得る役割
	【目標１】貧困をなくそう 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	【目標２】飢餓をゼロに 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	【目標３】すべての人に健康と福祉を 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	【目標４】質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	【目標５】ジェンダー平等を実現しよう 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
	【目標６】安全な水とトイレを世界中に 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。 水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。

	【目標７】エネルギーをみんなに そしてクリーンに 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等､安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
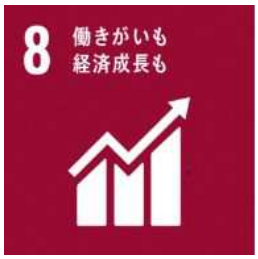	**【目標８】働きがいも経済成長も** 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	【目標９】産業と技術革新の基盤をつくろう 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
	【目標 10】人や国の不平等をなくそう 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	【目標 11】住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
	【目標 12】つくる責任 つかう責任 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや３Ｒの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。

	【目標 13】気候変動に具体的な対策を 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	【目標 14】海の豊かさを守ろう 海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	【目標 15】陸の豊かさも守ろう 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	【目標 16】平和と公正をすべての人に 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。 地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	【目標 17】パートナーシップで目標を達成しよう 自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出所：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとっての SDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－」

169 のターゲット一覧 ゴール番号・目標	ターゲット通し No.	ターゲット No.（ゴール番号対応）	ターゲット
1	貧困をなくそう		
	1	1.1	2030 年までに、現在1日 1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
	2	1.2	2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。
	3	1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
	4	1.4	2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
	5	1.5	2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
	6	1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
	7	1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。
2	飢餓をゼロに		
	8	2.1	2030 年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
	9	2.2	5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを 2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
	10	2.3	2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
	11	2.4	2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靭（レジリエント）な農業を実践する。
	12	2.5	2020 年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
	13	2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
	14	2.b	ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
	15	2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。
3	すべての人に健康と福祉を		
	16	3.1	2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。
	17	3.2	全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5歳未満死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、 2030 年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
	18	3.3	2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
	19	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	20	3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
	21	3.6	2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。

	22	3.7	2030 年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。
	23	3.8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
	24	3.9	2030 年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
	25	3.a	全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
	26	3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
	27	3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
	28	3.d	全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。
4	質の高い教育をみんなに		
	29	4.1	2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
	30	4.2	2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
	31	4.3	2030 年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
	32	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
	33	4.5	2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
	34	4.6	2030 年までに、全ての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
	35	4.7	2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	36	4.a	子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
	37	4.b	2020 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
	38	4.c	2030 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。
5	ジェンダー平等を実現しよう		
	39	5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
	40	5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
	41	5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
	42	5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
	43	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
	44	5.6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
	45	5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
	46	5.b	女性の能力強化促進のため、ICT をはじめとする実現技術の活用を強化する。

	47	5.c	ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

6	安全な水とトイレを世界中に		
	48	6.1	2030 年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。
	49	6.2	2030 年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。
	50	6.3	2030 年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。
	51	6.4	2030 年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
	52	6.5	2030 年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
	53	6.6	2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。
	54	6.a	2030 年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
	55	6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。
7	エネルギーをみんなに そしてクリーンに		
	56	7.1	2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
	57	7.2	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	58	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	59	7.a	2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
	60	7.b	2030 年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。
8	働きがいも経済成長も		
	61	8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7％の成長率を保つ。
	62	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
	63	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	64	8.4	2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 か年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
	65	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一価値の労働についての同一賃金を達成する。
	66	8.6	2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
	67	8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
	68	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
	69	8.9	2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
	70	8.1	国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
	71	8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
	72	8.b	2020 年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。
9	産業と技術革新の基盤をつくろう		
	73	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
	74	9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
	75	9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。

	76	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	77	9.5	2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
	78	9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発を促進する。
	79	9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
	80	9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020 年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。
10	人や国の不平等をなくそう		
	81	10.1	2030 年までに、各国の所得下位 40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
	82	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
	83	10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
	84	10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
	85	10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
	86	10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
	87	10.7	計画に基づき良く管理された移住政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
	88	10.a	世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
	89	10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助(ODA)及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
	90	10.c	2030 年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが 5%を越える送金経路を撤廃する。
11	住み続けられるまちづくりを		
	91	11.1	2030 年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
	92	11.2	2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	93	11.3	2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	94	11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
	95	11.5	2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	96	11.6	2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	97	11.7	2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	98	11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
	99	11.b	2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
	100	11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物の整備を支援する。
12	つくる責任 つかう責任		
	101	12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。

	102	12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	103	12.3	2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。
	104	12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物資質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	105	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	106	12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
	107	12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
	108	12.8	2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
	109	12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
	110	12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
	111	12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。
13	気候変動に具体的な対策を		
	112	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
	113	13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
	114	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	115	13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020 年までにあらゆる供給源から年間 1,000 億ドルを共同で動員するという、UNFCCC の先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
	116	13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。
14	海の豊かさを守ろう		
	117	14.1	2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	118	14.2	2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靭性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
	119	14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
	120	14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
	121	14.5	2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する。
	122	14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
	123	14.7	2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
	124	14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
	125	14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
	126	14.c	「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。
15	陸の豊かさも守ろう		

	127	15.1	2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
	128	15.2	2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
	129	15.3	2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
	130	15.4	2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
	131	15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
	132	15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
	133	15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
	134	15.8	2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
	135	15.9	2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
	136	15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
	137	15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
	138	15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。
16	平和と公正をすべての人に		
	139	16.1	あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
	140	16.2	子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
	141	16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
	142	16.4	2030 年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
	143	16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
	144	16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
	145	16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
	146	16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
	147	16.9	2030 年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
	148	16.1	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
	149	16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
	150	16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。
17	パートナーシップで目標を達成しよう		
	151	17.1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
	152	17.2	先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7%に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15～0.20%にするという目標を達成するとの多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20%の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
	153	17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
	154	17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
	155	17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。
	156	17.6	科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
	157	17.7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。

	158	17.8	2017 年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。
	159	17.9	全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
	160	17.1	ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の結果を含めた WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
	161	17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
	162	17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
	163	17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
	164	17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
	165	17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
	166	17.16	全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
	167	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
	168	17.18	2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
	169	17.19	2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

出所：外務省 JAPAN SDGs Action Platform